

令和 6 年 度

(令和 5 年度実績)

国民健康保険の概要

小 平 市

目 次

ページ

I 事務機構等

1 事務機構及び事務分掌	2
2 国民健康保険運営協議会	3

II 被保険者の状況

1 加入世帯数・被保険者数	6
2 令和5年度年齢階層別構成比	8
3 被保険者の年齢別構成	9
4 被保険者の異動状況	10

III 保険給付

1 保険給付費決算額	12
2 令和5年度療養諸費給付実績	14
3 高額療養費支給状況	15
4 療養諸費の状況	16
5 療養給付費用額の内訳	18
6 診療諸率の状況	19
7 1人当たり診療費用額の推移	20
8 レセプト点検状況	21

IV 保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導	24
2 人間ドック等利用費補助	25
3 データヘルス計画に基づく保健事業	25
4 国保だより特別号の発行	25

V 国民健康保険税

1 一般状況	2 8
2 あん分率と賦課割合（医療保険分）	2 9
3 保険税調定と収納状況（医療保険分）	3 0
4 課税限度額を超えた世帯と金額（医療保険分）	3 0
5 保険税減額状況（医療保険分）	3 0
6 後期高齢者支援金分	3 2
7 介護保険分	3 3
8 令和4・5年度所得階層別構成比	3 4
9 令和4・5年度税額段階別構成比	3 4

VI 保険財政

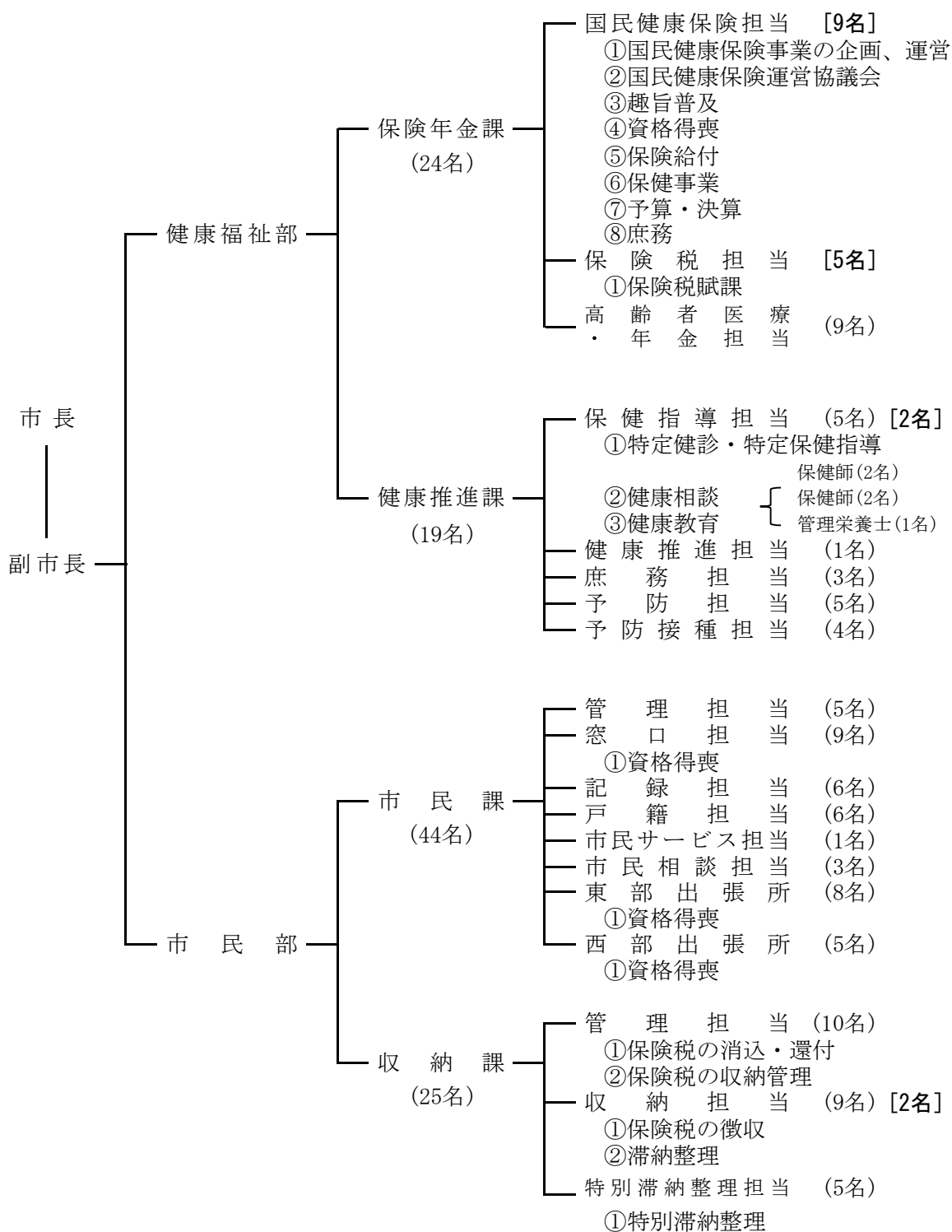
1 令和5年度決算	3 6
2 年度別決算額表	3 8
3 経理関係諸費	4 0
4 法定外繰入金の年度推移	4 2
5 被保険者1人当たり法定外繰入金（26市の状況）	4 3
6 国保運営基金積立金の推移	4 4
7 国民健康保険事業費納付金	4 7
8 標準保険料率	4 7

資 料

国民健康保険の沿革	5 0
-----------------	-----

I 事 務 機 構 等

1 事務機構及び事務分掌（令和6年4月1日現在）



[]内は国保会計支弁職員 18名

- (注) 1 資格得喪、保険証発行等は、保険年金課、東部・西部出張所及び動く市役所で取り扱う。
- 2 会計収納事務は、会計課で行う。
- 3 国保会計支弁職員の給与計算等は、職員課で行う。
- 4 健康推進課に国民健康保険を担当する会計年度任用職員（専門職）を1名配置している。
- 5 その他人事、文書等は、職員課、総務課による。

2 国民健康保険運営協議会

(1) 関係法令（設置根拠等）

- ・ 国民健康保険法（第 11 条）
- ・ 国民健康保険法施行令（第 3 条、第 4 条、第 5 条）
- ・ 小平市国民健康保険条例（第 2 条、第 3 条）
- ・ 小平市国民健康保険運営協議会規則

(2) 会議

	開 催 日	議 題
第 1 回	令和 5 年 4 月 26 日（水）	(1) 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）（答申）
第 2 回	令和 5 年 9 月 13 日（水）	(1) 令和 5 年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について（報告） (2) 令和 4 年度小平市国民健康保険事業特別会計決算の概要について（報告） (3) 小平市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業実施状況報告（令和 4 年度）
第 3 回	令和 5 年 9 月 27 日（水）	(1) 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）
第 4 回	令和 5 年 10 月 25 日（水）	(1) 小平市国民健康保険条例の一部改正について
第 5 回	令和 5 年 11 月 8 日（水）	(1) 小平市国民健康保険条例の一部改正について（答申）
第 6 回	令和 6 年 2 月 14 日（水）	(1) 令和 5 年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について（報告） (2) 令和 6 年度小平市国民健康保険事業特別会計予算（案）について（報告） (3) 第三期小平市国民健康保険データヘルス計画及び第四期小平市国民健康保険特定健康診査等実施計画について

(3) 国民健康保険運営協議会委員（任期 令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日）

◎ 会長 ○ 会長代行 （令和 6 年 4 月 1 日現在）

被保険者代表	保険医又は 保険薬剤師代表	公益代表	被用者保険等 保険者代表
梅 室 善 之 藤 田 透 谷 内 麻 子 山 本 智 代 山 根 睦 嘉	清 水 寛 鳥 巢 良 一 清 水 達 也 中 島 潔 上 原 健 嗣	○ 川 上 輝 幸 ◎ 宮 寺 賢 一 田 中 葉 子 笠 原 ノ リ 子 畠 山 眞 樹 子	川 又 治 清 水 秀 紀

（敬称略・順不同）

Ⅱ 被保険者の状況

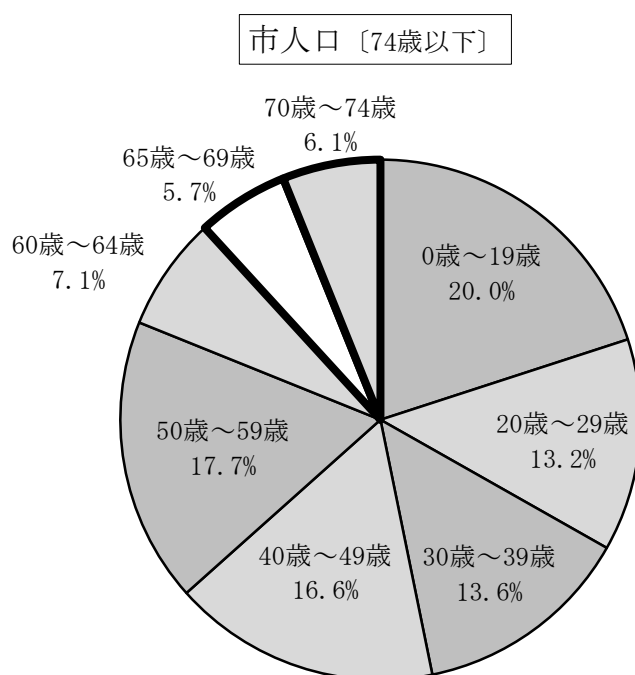
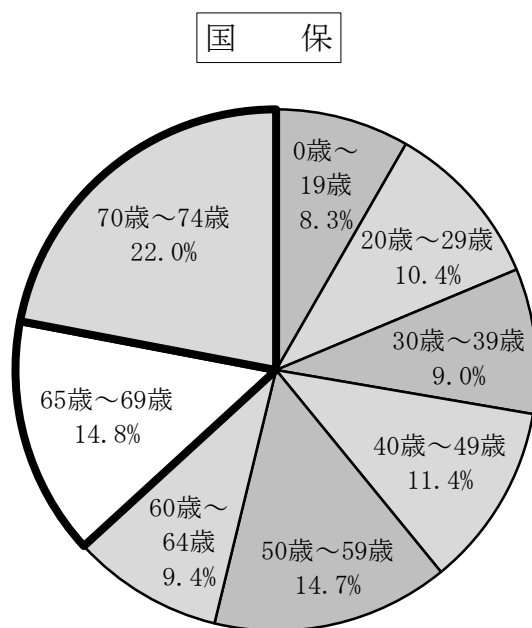
1 加入世帯数・被保険者数

年度	小平市		国保加入世帯数				
	年度末		年度末		年度平均	増加数	対前年度比
	世帯数	人口	世帯数	加入率			
	世帯	人	世帯	%	世帯	世帯	%
R1	92,809	194,941	25,777	27.8	26,179	△ 377	98.6
R2	93,654	195,207	25,782	27.5	25,944	△ 235	99.1
R3	94,177	195,014	25,351	26.9	25,812	△ 132	99.5
R4	95,598	196,543	24,843	26.0	25,574	△ 238	99.1
R5	96,208	196,388	24,497	25.5	24,907	△ 667	97.4

被 保 険 者 数						一世帯 当たり 人 数
年 度 末			年度平均	増加数	対前年度比	
被保険者数		加入率				
	人	%	人	人	%	人
一 般	38,349	—	39,061	△ 953	97.6	1.49
退 職	1	—	24	△ 152	13.6	
計	38,350	19.7	39,085	△ 1,105	97.3	
介護2号	13,013		13,257	△ 219	98.4	
一 般	38,120	—	38,482	△ 579	98.5	1.48
退 職	0	—	0	△ 24	0.0	
計	38,120	19.5	38,482	△ 603	98.5	
介護2号	13,089		13,148	△ 109	99.2	
一 般	37,102	—	37,997	△ 485	98.7	1.47
退 職	0	—	0	0	0.0	
計	37,102	19.0	37,997	△ 485	98.7	
介護2号	12,793		13,074	△ 74	99.4	
一 般	35,784	—	37,097	△ 900	97.6	1.45
退 職	0	—	0	0	0.0	
計	35,784	18.2	37,097	△ 900	97.6	
介護2号	12,511		12,819	△ 255	98.0	
一 般	34,841	—	35,635	△ 1,462	96.1	1.43
退 職	0	—	0	0	0.0	
計	34,841	17.7	35,635	△ 1,462	96.1	
介護2号	12,406		12,567	△ 252	98.0	

2 令和5年度年齢階層別構成比（国保・市人口〔74歳以下〕）

（令和6年1月1日現在）



- ※ 国保は74歳までの加入のため、これに合わせて市人口も74歳までの人口をもとに表示。
 ※ 国保被保険者の約3分の1は65歳以上であり、市の人口と比べて高齢者の割合が大きい。

3 被保険者の年齢別構成

(令和6年1月1日現在)

年 齢 階 層	被保険者数 人	構 成 比 率		
		国 保 %	市人口 [74歳以下] %	差 %
(0 歳～14歳)	(1,979)	(5.6)	(14.7)	(△ 9.1)
(15歳～19歳)	(957)	(2.7)	(5.3)	(△ 2.6)
0 歳 ～ 19 歳	2,936	8.3	20.0	△ 11.7
(20歳～24歳)	(1,916)	(5.5)	(6.8)	(△ 1.3)
(25歳～29歳)	(1,741)	(4.9)	(6.4)	(△ 1.5)
20 歳 ～ 29 歳	3,657	10.4	13.2	△ 2.8
(30歳～34歳)	(1,507)	(4.3)	(6.4)	(△ 2.1)
(35歳～39歳)	(1,656)	(4.7)	(7.2)	(△ 2.5)
30 歳 ～ 39 歳	3,163	9.0	13.6	△ 4.6
(40歳～44歳)	(1,843)	(5.2)	(7.9)	(△ 2.7)
(45歳～49歳)	(2,186)	(6.2)	(8.7)	(△ 2.5)
40 歳 ～ 49 歳	4,029	11.4	16.6	△ 5.2
(50歳～54歳)	(2,558)	(7.3)	(9.3)	(△ 2.0)
(55歳～59歳)	(2,624)	(7.4)	(8.4)	(△ 1.0)
50 歳 ～ 59 歳	5,182	14.7	17.7	△ 3.0
60 歳 ～ 64 歳	3,322	9.4	7.1	2.3
65 歳 ～ 69 歳	5,212	14.8	5.7	9.1
70 歳 ～ 74 歳	7,759	22.0	6.1	15.9
合 計	35,260	100.0	100.0	—

※ () 内は内数。

4 被保険者の異動状況

区分 \ 年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
転 入	2,969	2,411	2,085	2,966	2,895
転 出	2,729	2,377	2,125	2,383	2,484
差 引	240	34	△ 40	583	411
社 保 離 脱	5,544	5,414	5,130	5,400	5,350
社 保 加 入	4,845	4,163	4,251	4,869	4,494
差 引	699	1,251	879	531	856
生 保 廃 止	110	103	115	99	79
生 保 開 始	176	139	160	178	175
差 引	△ 66	△ 36	△ 45	△ 79	△ 96
出 生	112	96	100	95	80
死 亡	212	222	234	223	224
差 引	△ 100	△ 126	△ 134	△ 128	△ 144
後期高齢者離脱	0	0	1	0	0
後期高齢者加入	1,473	1,224	1,508	2,062	1,876
差 引	△ 1,473	△ 1,224	△ 1,507	△ 2,062	△ 1,876
そ の 他 の 加 入	232	270	205	210	233
そ の 他 の 喪 失	368	399	376	373	327
差 引	△ 136	△ 129	△ 171	△ 163	△ 94
増 計	8,967	8,294	7,636	8,770	8,637
減 計	9,803	8,524	8,654	10,088	9,580
差 引	△ 836	△ 230	△ 1,018	△ 1,318	△ 943
増 率	22.9	21.6	20.1	23.6	24.2
減 率	25.1	22.2	22.8	27.2	26.9
合 計 異 動 率	48.0	43.7	42.9	50.8	51.1

※ 異動率＝平均被保険者数に対する異動者数の割合

Ⅲ 保 險 給 付

1 保険給付費決算額

区分 年度		療養の給付		療養費		高額療養費		高額介護合算療養費	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
R 1	一般	641,063	9,444,469,653	16,929	111,499,900	21,565	1,307,547,839	26	786,844
	退職	466	3,177,671	15	83,830	10	312,464	0	0
	計	641,529 (△2.5%)	9,447,647,324 (1.4%)	16,944 (△7.2%)	111,583,730 (△5.3%)	21,575 (△2.7%)	1,307,860,303 (4.5%)	26 (13.0%)	786,844 (52.3%)
R 2	一般	571,166	9,036,033,579	13,779	105,060,305	22,238	1,304,134,585	39	766,391
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	571,166 (△11.0%)	9,036,033,579 (△4.4%)	13,779 (△18.7%)	105,060,305 (△5.8%)	22,238 (3.1%)	1,304,134,585 (△0.3%)	39 (50.0%)	766,391 (△2.6%)
R 3	一般	612,629	9,775,376,821	15,034	110,210,846	24,846	1,414,532,405	34	546,022
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	612,629 (7.3%)	9,775,376,821 (8.2%)	15,034 (9.1%)	110,210,846 (4.9%)	24,846 (11.7%)	1,414,532,405 (8.5%)	34 (△12.8%)	546,022 (△28.8%)
R 4	一般	610,571	9,627,206,227	15,110	100,874,674	25,208	1,392,957,838	28	451,064
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	610,571 (△0.3%)	9,627,206,227 (△1.5%)	15,110 (0.5%)	100,874,674 (△8.5%)	25,208 (1.5%)	1,392,957,838 (△1.5%)	28 (△17.6%)	451,064 (△17.4%)
R 5	一般	611,312	9,655,115,675	15,723	109,069,128	24,399	1,429,104,194	42	806,770
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	611,312 (0.1%)	9,655,115,675 (0.3%)	15,723 (4.1%)	109,069,128 (8.1%)	24,399 (△3.2%)	1,429,104,194 (2.6%)	42 (50.0%)	806,770 (78.9%)

(決算統計) () 内は伸率

移送費		出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金		傷病手当金	
件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
0	0	125 (△20.4%)	53,146,904 (△19.4%)	197 (△6.6%)	9,850,000 (△6.6%)	15,614 (2.6%)	17,950,656 (△0.8%)	— (—)	— (—)
0	0								
0 (皆減)	0 (皆減)								
1	76,890	93 (△25.6%)	39,528,759 (△25.6%)	203 (3.0%)	10,150,000 (3.0%)	15,942 (2.1%)	17,641,955 (△1.7%)	5 (皆増)	196,547 (皆増)
0	0								
1 (皆増)	76,890 (皆増)								
0	0	100 (7.5%)	42,056,050 (6.4%)	205 (1.0%)	10,250,000 (1.0%)	16,311 (2.3%)	18,490,122 (4.8%)	27 (440.0%)	1,469,541 (647.7%)
0	0								
0 (皆減)	0 (皆減)								
0	0	89 (△11.0%)	36,876,765 (△12.3%)	200 (△2.4%)	10,000,000 (△2.4%)	17,119 (5.0%)	19,418,086 (5.0%)	86 (218.5%)	2,822,216 (92.0%)
0	0								
0 (—)	0 (—)								
0	0	87 (△2.2%)	43,152,435 (17.0%)	191 (△4.5%)	9,550,000 (△4.5%)	18,247 (6.6%)	20,486,874 (5.5%)	11 (△87.2%)	219,180 (△92.2%)
0	0								
0 (—)	0 (—)								

2 令和5年度療養諸費給付実績

(1) 療養給付費

(決算統計)

区 分	件 数	金 額 (千円)	月 平 均		1 件当たり (円)	1 日 当 た り	
			件 数	金額(千円)		件 数	金額(円)
一 般	611,312	9,655,116	50,943	804,593	15,794	1,670	26,380,098
退 職	0	0	-	-	-	-	-
計	611,312	9,655,116	50,943	804,593	15,794	1,670	26,380,098

(2) 療養費

区 分	件 数	金 額 (千円)	月 平 均		1 件当たり (円)	1 日 当 た り	
			件 数	金額(千円)		件 数	金額(円)
一 般	15,723	109,069	1,310	9,089	6,937	43	298,003
退 職	0	0	-	-	-	-	-
計	15,723	109,069	1,310	9,089	6,937	43	298,003

(3) 高額療養費

区 分	件 数	金 額 (千円)	月 平 均		1 件当たり (円)	1 日 当 た り	
			件 数	金額(千円)		件 数	金額(円)
一 般	24,399	1,429,104	2,033	119,092	58,572	67	3,904,656
退 職	0	0	-	-	-	-	-
計	24,399	1,429,104	2,033	119,092	58,572	67	3,904,656

3 高額療養費支給状況

(決算統計)

区分 年度		件数	金 額（ 円 ）	対 前 年 伸 率（ % ）	1 件 当 た り 金 額（ 円 ）	療養給付費用額に 占める割合（ % ）	備 考
R 1	一 般	21,565	1,307,547,839	5.5	60,633	10.1	
	退 職	10	312,464	△ 97.2	31,246	6.9	
	計	21,575	1,307,860,303	4.5	60,619	10.1	
R 2	一 般	22,238	1,304,134,585	△ 0.3	58,644	10.5	
	退 職	0	0	皆減	－	－	
	計	22,238	1,304,134,585	△ 0.3	58,644	10.5	
R 3	一 般	24,846	1,414,532,405	8.5	56,932	10.6	
	退 職	0	0	0.0	－	－	
	計	24,846	1,414,532,405	8.5	56,932	10.6	
R 4	一 般	25,208	1,392,957,838	△ 1.5	55,259	10.6	
	退 職	0	0	0.0	－	－	
	計	25,208	1,392,957,838	△ 1.5	55,259	10.6	
R 5	一 般	24,399	1,429,104,194	2.6	58,572	10.8	
	退 職	0	0	0.0	－	－	
	計	24,399	1,429,104,194	2.6	58,572	10.8	

4 療養諸費の状況

区分 年度		費 用 額	保 険 者 負 担 分			
			療 養 給 付 費	療 養 費	高 額 療 養 費	高額介護 合算療養費
R 1	一 般	13,081,568,193	9,421,637,646 (72.0%)	111,445,014 (0.9%)	1,307,017,440 (10.0%)	786,844 (0.0%)
	退 職	4,659,292	3,177,671	83,830	312,464	0
	計	13,086,227,485	9,424,815,317	111,528,844	1,307,329,904	786,844
R 2	一 般	12,503,740,400	9,021,366,030 (72.2%)	104,991,936 (0.8%)	1,302,917,709 (10.4%)	766,391 (0.0%)
	退 職	△ 7,370	△ 5,159	0	0	0
	計	12,503,733,030	9,021,360,871	104,991,936	1,302,917,709	766,391
R 3	一 般	13,529,878,570	9,767,569,458 (72.2%)	110,093,120 (0.8%)	1,413,619,230 (10.5%)	546,022 (0.0%)
	退 職	△ 9,250	△ 6,475	0	0	0
	計	13,529,869,320	9,767,562,983	110,093,120	1,413,619,230	546,022
R 4	一 般	13,320,374,372	9,618,313,748 (72.2%)	100,849,210 (0.8%)	1,391,211,653 (10.4%)	451,064 (0.0%)
	退 職	△ 340	△ 238	0	0	0
	計	13,320,374,032	9,618,313,510	100,849,210	1,391,211,653	451,064
R 5	一 般	13,384,517,433	9,648,481,940 (72.1%)	108,896,835 (0.8%)	1,427,821,355 (10.7%)	806,770 (0.0%)
	退 職	0	0	0	0	0
	計	13,384,517,433	9,648,481,940	108,896,835	1,427,821,355	806,770

※ 費用額には、療養費等を含む。

※ 給付率は、保険者負担分、結精等負担分との合算による率

(事業年報統計) 単位：円

		被 保 険 者	結 精 等	他 法 公 費	給 付 率
移 送 費	計	負 担 分	負 担 分		
0 (0.0%)	10,840,886,944 (82.9%)	1,807,736,564 (13.8%)	0 (0.0%)	432,944,685 (3.31%)	86.2%
0	3,573,965	841,080	0	244,247	—
0	10,844,460,909	1,808,577,644	0	433,188,932	—
76,890 (0.0%)	10,430,118,956 (83.4%)	1,617,803,931 (12.9%)	0 (0.0%)	455,817,513 (3.7%)	87.1%
0	△ 5,159	△ 2,211	0	0	—
76,890	10,430,113,797	1,617,801,720	0	455,817,513	—
0 (0.0%)	11,291,827,830 (83.5%)	1,719,054,271 (12.7%)	0 (0.0%)	518,996,469 (3.8%)	87.3%
0	△ 6,475	△ 2,775	0	0	—
0	11,291,821,355	1,719,051,496	0	518,996,469	—
0 (0.0%)	11,110,825,675 (83.4%)	1,678,476,561 (12.6%)	0 (0.0%)	531,072,136 (4.0%)	87.4%
0	△ 238	△ 102	0	0	—
0	11,110,825,437	1,678,476,459	0	531,072,136	—
0 (0.0%)	11,186,006,900 (83.6%)	1,672,490,454 (12.5%)	0 (0.0%)	526,020,079 (3.9%)	87.5%
0	0	0	0	0	—
0	11,186,006,900	1,672,490,454	0	526,020,079	—

() 内は構成比率

5 療養給付費用額の内訳

(事業年報統計) (単位：円)

区分 年度		費 用 額	入 院 (割 合)	入 院 外 (割 合)	歯 科 (割 合)	薬 剤 (割 合)
R 1	一般	12,927,662,877	4,705,100,156	4,712,350,298	976,492,310	2,533,720,113
	退職	4,539,530	△ 12,170	2,758,640	601,200	1,191,860
	計	12,932,202,407	4,705,087,986 (36.4%)	4,715,108,938 (36.5%)	977,093,510 (7.6%)	2,534,911,973 (19.6%)
R 2	一般	12,362,356,747	4,482,731,182	4,429,550,639	899,819,092	2,550,255,834
	退職	△ 7,370	0	△ 900	△ 6,470	0
	計	12,362,349,377	4,482,731,182 (36.3%)	4,429,549,739 (35.8%)	899,812,622 (7.3%)	2,550,255,834 (20.6%)
R 3	一般	13,379,332,819	4,817,337,874	4,928,639,873	981,474,126	2,651,880,946
	退職	△ 9,250	△ 9,250	0	0	0
	計	13,379,323,569	4,817,328,624 (36.0%)	4,928,639,873 (36.8%)	981,474,126 (7.3%)	2,651,880,946 (19.9%)
R 4	一般	13,181,826,018	4,760,160,406	4,942,300,669	963,393,390	2,515,971,553
	退職	△ 340	0	0	0	△ 340
	計	13,181,825,678	4,760,160,406 (36.1%)	4,942,300,669 (37.5%)	963,393,390 (7.3%)	2,515,971,213 (19.1%)
R 5	一般	13,234,284,615	4,742,683,691	4,941,994,550	974,359,690	2,575,246,684
	退職	0	0	0	0	0
	計	13,234,284,615	4,742,683,691 (35.8%)	4,941,994,550 (37.3%)	974,359,690 (7.4%)	2,575,246,684 (19.5%)

※ 入院の中に食事療養を含み、入院外の中に訪問看護を含む。

6 診療諸率の状況

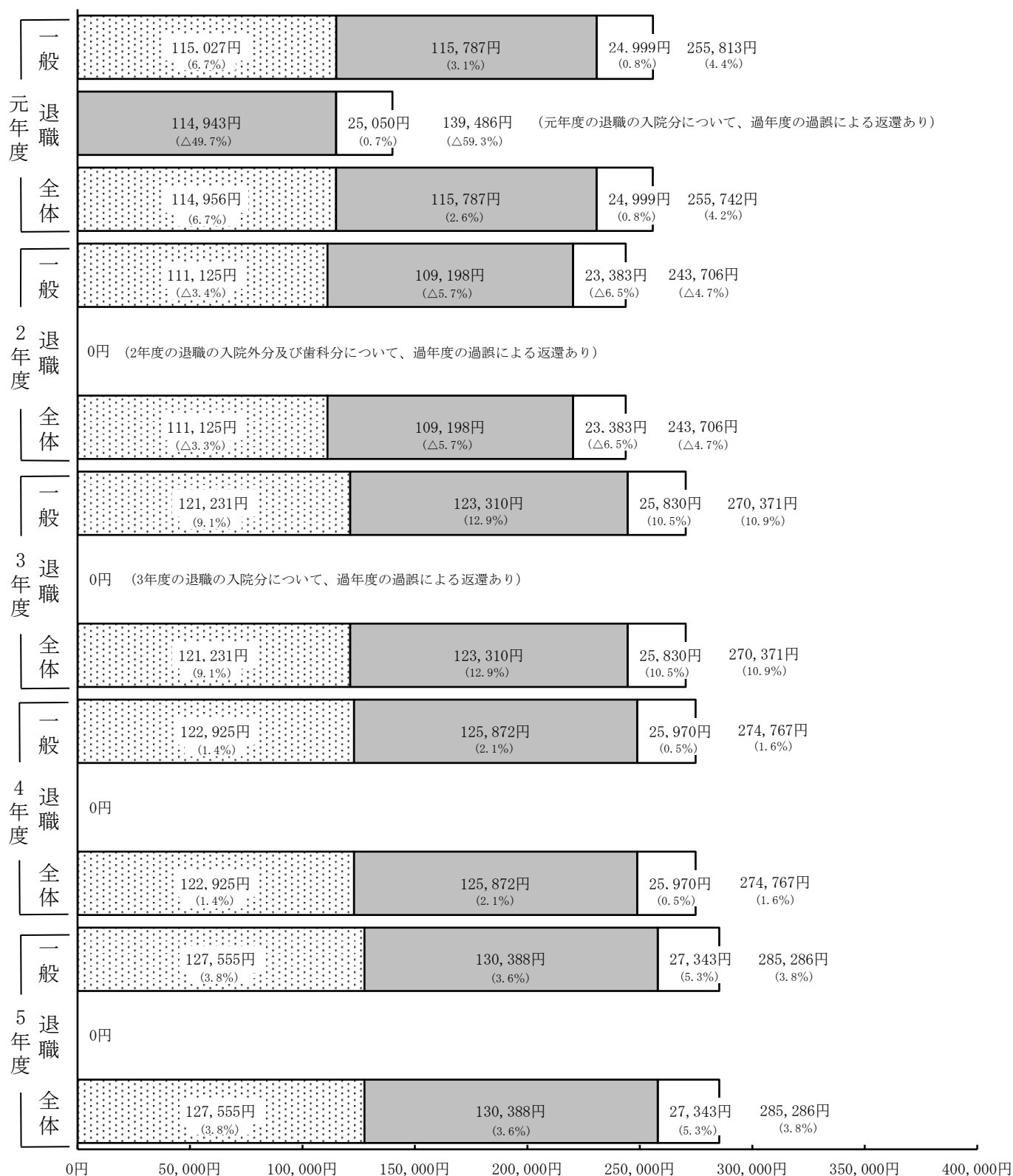
(事業年報統計)

区分 年度	内 訳		100 人 当 たり 受 診 件 数	1 件 当 たり 日 数	1 件 当 たり 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)
R 1	入 院	一般	19	16	598,754	115,027
		退職	0	0	0	△ 507
	入院外	一般	814	1	14,229	115,787
		退職	983	1	11,689	114,943
	歯 科	一般	214	2	11,696	24,999
		退職	213	2	11,788	25,050
	計	一般	1,047	2	24,440	255,813
		退職	1,196	1	11,664	139,486
R 2	入 院	一般	19	16	596,669	111,125
		退職	-	-	-	-
	入院外	一般	732	1	14,918	109,198
		退職	-	-	-	-
	歯 科	一般	185	2	12,633	23,383
		退職	-	-	-	-
	計	一般	936	2	26,045	243,706
		退職	-	-	-	-
R 3	入 院	一般	19	17	634,582	121,231
		退職	-	-	-	-
	入院外	一般	798	1	15,456	123,310
		退職	-	-	-	-
	歯 科	一般	206	2	12,540	25,830
		退職	-	-	-	-
	計	一般	1,023	2	26,432	270,371
		退職	-	-	-	-
R 4	入 院	一般	19	17	656,988	122,925
		退職	-	-	-	-
	入院外	一般	815	1	15,444	125,872
		退職	-	-	-	-
	歯 科	一般	209	2	12,414	25,970
		退職	-	-	-	-
	計	一般	1,043	2	26,345	274,767
		退職	-	-	-	-
R 5	入 院	一般	19	16	650,834	127,555
		退職	-	-	-	-
	入院外	一般	842	1	15,485	130,387
		退職	-	-	-	-
	歯 科	一般	220	2	12,445	27,343
		退職	-	-	-	-
	計	一般	1,081	2	26,383	285,285
		退職	-	-	-	-

7 1人当たり診療費用額の推移

(注) 1 (%) は対前年度伸率
2 薬剤、食事療養費等を除く

□入院 □入院外 □歯科



※ 一般＝一般被保険者 退職＝退職被保険者等

8 レセプト点検状況（2月～1月受診分）

区 分 \ 年 度		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
資格関係の調・整請求内容	枚 数 (枚) (%)	7,009 (1.1%)	5,601 (1.0%)	5,096 (0.8%)	6,190 (1.0%)	5,987 (1.0%)
	金 額 (千円) (%)	96,208 (0.9%)	90,230 (0.9%)	64,221 (0.6%)	102,312 (0.9%)	104,049 (0.9%)
	1人当たり 財政効果 (円)	2,461	2,345	1,690	2,758	2,920
不当利得・第三者行為による収入	枚 数 (枚) (%)	83 (0.0%)	46 (0.0%)	132 (0.0%)	37 (0.0%)	253 (0.0%)
	金 額 (千円) (%)	806 (0.0%)	1,126 (0.0%)	505 (0.0%)	335 (0.0%)	1,312 (0.0%)
	1人当たり 財政効果 (円)	21	29	13	9	37
合 計	枚 数 (枚) (%)	7,092 (1.1%)	5,647 (1.0%)	5,228 (0.8%)	6,227 (1.0%)	6,240 (1.0%)
	金 額 (千円) (%)	97,014 (0.9%)	91,356 (0.9%)	64,726 (0.6%)	102,647 (0.9%)	105,361 (0.9%)
	1人当たり 財政効果 (円)	2,482	2,374	1,703	2,767	2,957
点 検 枚 数 (枚) (伸 率) (%)		647,665 (△2.7%)	579,121 (△10.6%)	615,462 (5.9%)	613,793 (△0.3%)	614,947 (0.2%)
診 療 報 酬 保険者負担総額 (千円)		10,761,158	10,350,934	11,079,089	10,991,172	11,174,701

※ 点検結果は、当該年度に過誤調整されたものをいう。

IV 保 健 事 業

1 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査：40歳以上の被保険者を対象とした、主に生活習慣病の予備群の早期発見と改善に重点を置いた健康診査

年 度	対象者数	受診者数	実施率
R 2	26,832 人	12,221 人（うち、集団健診 578 人）	45.5%
R 3	26,932 人	12,337 人（うち、集団健診 608 人）	45.8%
R 4	26,070 人	11,552 人（うち、集団健診 673 人）	44.3%
R 5	24,945 人	11,279 人（うち、集団健診 684 人）	45.2%

受 診 勧 奨：特定健康診査の未受診者に対して受診勧奨を実施
令和5年度 通知件数 28,680 件

特定保健指導：特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要とされた方にメタボリックシンドロームの改善に向けた支援を実施

年 度	要指導者数	実施者数
R 2	1,478 人	327 人
R 3	1,453 人	239 人
R 4	1,255 人	268 人
R 5	1,340 人	357 人

2 人間ドック等利用費補助

目 的 : 被保険者が人間ドック又は脳ドックを利用した場合に、検査料金の一部を補助することにより、疾病の早期発見と予防に寄与し、もって被保険者の健康保持増進を図る。

対 象 者 : 人間ドック又は脳ドックの検査日に 30 歳以上の小平市国民健康保険被保険者で、利用申請時に国民健康保険税の滞納がない世帯の方。

補助金額 : 各年度 1 人 1 回を限度に 10,000 円を補助。

※平成 30 年度から、人間ドックと脳ドックの両方を受診した場合に、20,000 円を補助。

補助件数 :

年 度	件 数	内 訳		
		(人間ドック)	(脳ドック)	(人間ドック+脳ドック)
R 2	610 件	455 件	27 件	128 件
R 3	800 件	594 件	45 件	161 件
R 4	943 件	744 件	46 件	153 件
R 5	946 件	734 件	47 件	165 件

3 データヘルス計画に基づく保健事業

目 的 : レセプトデータや特定健康診査結果の分析を行い、被保険者の課題に沿った効果的な保健事業を実施し、医療費適正化を推進

実 績 :

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
糖尿病重症化予防指導事業				
プログラム参加者数	8 人	12 人	8 人	17 人
ジェネリック医薬品差額通知事業				
発送件数	8,135 件	7,358 件	7,022 件	5,739 件
ジェネリック医薬品普及率	77.8%	78.0%	79.2%	80.7%
多受診者指導事業				
指導実施者数	47 人	47 人	50 人	9 人

4 国保だより特別号（令和 5 年、2023 年号）の発行

令和 5 年度は未発行

V 国民健康保険税

1 一般状況

(1) 賦課の根拠

地方税法第 703 条の 4 から第 730 条の 2 まで

(2) あん分算定基礎額

○医療保険分(基礎課税額)

ア 所得割額……地方税法第 703 条の 4 第 4 項～第 7 項(旧ただし書)

イ 被保険者均等割額……地方税法第 703 条の 4 第 4 項、第 5 項、第 9 項(被保険者 1 人について
の額)

○後期高齢者支援金分(後期高齢者支援金等課税額)

ア 所得割額……地方税法第 703 条の 4 第 13 項、第 14 項、第 15 項(旧ただし書)

イ 被保険者均等割額……地方税法第 703 条の 4 第 13 項、第 14 項、第 17 項

○介護保険分(介護納付金課税額)

ア 所得割額……地方税法第 703 条の 4 第 21 項、第 22 項、第 23 項(旧ただし書)

イ 被保険者均等割額……地方税法第 703 条の 4 第 21 項、第 22 項、第 25 項

(3) 賦課期日

○ 4 月 1 日……地方税法第 705 条第 2 項

○ 賦課期日後の納税義務の発生、消滅の場合は月割課税

(4) 納期(普通徴収)

1 期(7 月) 2 期(8 月) 3 期(9 月) 4 期(10 月)

5 期(11 月) 6 期(12 月) 7 期(1 月) 8 期(2 月)

納期(年金特別徴収)

仮徴収 1 期(4 月) 2 期(6 月) 3 期(8 月)

本徴収 4 期(10 月) 5 期(12 月) 6 期(2 月)

2 あん分率と賦課割合（医療保険分）

区分 年度	所得割額		資産割額		均等割額		平等割額		課税限度額	事業費納付金 医療給付費分
	あん分率	割合	あん分率	割合	金額	割合	金額	割合		
平成	%	%	%	%	円	%	円	%	円	千円
16	5.26	60	19.95	11	17,300	23	8,000	6	530,000	—
17	5.26	57	19.95	11	21,100	27	8,000	5	530,000	—
18	5.26	58	19.95	10	21,100	26	8,000	6	530,000	—
19	5.26	58	19.95	11	21,100	26	8,000	5	530,000	—
20	3.61	55	19.95	14	11,500	22	8,000	9	440,000	—
21	3.61	59	19.95	12	11,500	21	8,000	8	470,000	—
22	4.30	64	12.00	8	14,800	23	6,000	5	500,000	—
23	4.30	61	12.00	8	17,100	26	6,000	5	500,000	—
24	4.53	58	9.60	5	17,500	31	5,400	6	510,000	—
25	4.53	58	9.60	5	17,500	31	5,400	6	510,000	—
26	4.65	60	6.40	3	18,500	33	3,600	4	510,000	—
27	4.78	62	3.20	1	19,500	35	1,800	2	510,000	—
28	5.35	63	—	—	22,500	37	—	—	520,000	—
29	5.35	63	—	—	22,500	37	—	—	540,000	—
30	5.51	63	—	—	23,700	37	—	—	540,000	3,859,368
令和元	5.51	63	—	—	23,700	37	—	—	580,000	3,719,018
2	5.68	63	—	—	25,700	37	—	—	610,000	3,700,861
3	5.68	64	—	—	25,700	36	—	—	630,000	3,560,066
4	5.68	64	—	—	25,700	36	—	—	630,000	3,967,622
5	5.68	64	—	—	25,700	36	—	—	650,000	4,186,731

※ 平成20年度の制度改正により、医療保険分の一部が後期高齢者支援金分に移行した。

※ 平成24年度以降、均等割額と平等割額の割合は低所得者軽減を差し引かず算出している。

※ 平成28年度から資産割額、平等割額を廃止した。

3 保険税調定と収納状況（医療保険分）

区分 年度		調 定 額	伸率	1人当たり金額	伸率	収 納 額
令和	現年	円	%	円	%	円
元	滞繰	2,297,493,990	△ 2.2	58,886	0.5	2,153,855,990
	計	380,077,031	△ 11.7	9,742	△ 9.3	134,469,974
		2,677,571,021	△ 3.7	68,628	△ 1.0	2,288,325,964
2	現年	2,385,056,630	3.8	62,009	5.3	2,255,718,017
	滞繰	359,177,670	△ 5.5	9,338	△ 4.1	118,246,202
	計	2,744,234,300	2.5	71,347	4.0	2,373,964,219
3	現年	2,410,314,444	1.1	63,577	2.5	2,295,952,893
	滞繰	340,542,636	△ 5.2	8,982	△ 3.8	105,128,592
	計	2,750,857,080	0.2	72,559	1.7	2,401,081,485
4	現年	2,371,874,846	△ 1.6	64,127	0.9	2,271,321,508
	滞繰	303,059,553	△ 11.0	8,194	△ 8.8	99,819,340
	計	2,674,934,399	△ 2.8	72,321	△ 0.3	2,371,140,848
5	現年	2,250,148,795	△ 5.1	63,283	△ 1.3	2,155,516,815
	滞繰	270,716,693	△ 10.7	7,613	△ 7.1	87,783,042
	計	2,520,865,488	△ 5.8	70,896	△ 2.0	2,243,299,857

4 課税限度額を超えた世帯と金額（医療保険分）

区分 年度		全世帯数	限度額超過 世帯数	割 合	限度額超過 金 額	伸 率
令和				%	千円	%
元		26,152	402	1.5	502,203	△ 17.1
2		25,945	397	1.5	419,869	△ 16.4
3		25,776	365	1.4	340,404	△ 18.9
4		25,531	444	1.7	538,403	58.2
5		24,878	374	1.5	504,327	△ 6.3

5 保険税減額状況（医療保険分）

区分 年度		全世帯数	軽減世帯数	割 合	軽 減 額	伸 率
令和				%	千円	%
元		26,152	15,215	58.2	272,102	△ 2.4
2		25,945	14,654	56.5	281,582	3.5
3		25,776	14,519	56.3	278,560	△ 1.1
4		25,531	15,281	59.9	293,175	5.2
5		24,878	15,347	61.7	291,343	△ 0.6

※ 未就学児の均等割軽減、産前産後の免除は除く。

伸率	1人当たり金額	伸率	徴収率	税率改定
%	円	%	%	%
△ 2.4	55,204	0.3	93.7	0.8
△ 9.0	3,447	△ 6.5	35.4	
△ 2.8	58,651	△ 0.2	85.5	
4.7	58,646	6.2	94.6	4.8
△ 12.1	3,075	△ 10.8	32.9	
3.7	61,721	5.2	86.5	
1.8	60,560	3.3	95.3	0.3
△ 11.1	2,773	△ 9.8	30.9	
1.1	63,333	2.6	87.3	
△ 1.1	61,409	1.4	95.8	
△ 5.1	2,698	△ 2.7	32.9	
△ 1.2	64,107	1.2	88.6	
△ 5.1	60,621	△ 1.3	95.8	0.4
△ 12.1	2,469	△ 8.5	32.4	
△ 5.4	63,090	△ 1.6	89.0	

※ 令和元年度、令和3年度、令和5年度の改定率は、限度額引き上げによるもの。

6 後期高齢者支援金分

(1) あん分率と賦課割合（後期高齢者支援金分）

区分 年度	所得割額		均等割額		課税限度額	事業費納付金 後期支援金等分
	あん分率	割合	金額	割合		
令和	%	%	円	%	円	千円
元	2.05	57	11,400	43	190,000	1,225,124
2	2.08	58	11,600	42	190,000	1,239,919
3	2.08	58	11,600	42	190,000	1,256,521
4	2.08	58	11,600	42	190,000	1,228,924
5	2.08	58	11,600	42	200,000	1,347,731

※ この表の所得割額の割合は限度超過分を差し引き、均等割額の割合は低所得者軽減を差し引かず算出している。

(2) 調定と収納状況（後期高齢者支援金分）

区分 年度		調定額	伸率	一人当たり 金額	伸率	収納額	伸率	一人当たり 金額	伸率	徴収率	税率改定
令和		円	%	円	%	円	%	円	%	%	%
元	現年	915,451,610	△ 2.7	23,463	0.0	855,169,223	△ 2.9	21,918	△ 0.3	93.4	
	滞繰	151,575,901	△ 10.3	3,885	△ 7.9	53,135,786	△ 7.3	1,362	△ 4.7	35.1	
	計	1,067,027,511	△ 3.9	27,348	△ 1.2	908,305,009	△ 3.2	23,280	△ 0.5	85.1	
2	現年	918,405,670	0.3	23,878	1.8	865,881,269	1.3	22,512	2.7	94.3	1.4
	滞繰	144,758,542	△ 4.5	3,763	△ 3.1	47,287,670	△ 11.0	1,229	△ 9.8	32.7	
	計	1,063,164,212	△ 0.4	27,641	1.1	913,168,939	0.5	23,741	2.0	85.9	
3	現年	924,417,426	0.7	24,383	2.1	877,255,653	1.3	23,139	2.8	94.9	
	滞繰	135,801,987	△ 6.2	3,582	△ 4.8	41,333,288	△ 12.6	1,091	△ 11.2	30.4	
	計	1,060,219,413	△ 0.3	27,965	1.2	918,588,941	0.6	24,230	2.1	86.6	
4	現年	902,506,019	△ 2.4	24,401	0.1	859,564,361	△ 2.0	23,240	0.4	95.2	
	滞繰	119,917,208	△ 11.7	3,242	△ 9.5	38,878,299	△ 5.9	1,051	△ 3.7	32.4	
	計	1,022,423,227	△ 3.6	27,643	△ 1.2	898,442,660	△ 2.2	24,291	0.3	87.9	
5	現年	861,054,140	△ 4.6	24,216	△ 0.8	821,292,046	△ 4.5	23,098	△ 0.6	95.4	0.7
	滞繰	106,124,939	△ 11.5	2,985	△ 7.9	33,959,654	△ 12.7	955	△ 9.1	32.0	
	計	967,179,079	△ 5.4	27,201	△ 1.6	855,251,700	△ 4.8	24,053	△ 1.0	88.4	

※ 令和5年度の改定率は、限度額引き上げによるもの。

7 介護保険分

(1) あん分率と賦課割合（介護保険分）

年度 区分	所得割額		均等割額		課税限度額	事業費納付金 介護納付金分
	あん分率	割合	金額	割合		
令和	%	%	円	%	円	千円
元	1.55	49	15,500	51	160,000	441,396
2	1.61	51	15,300	49	160,000	484,455
3	1.61	51	15,300	49	170,000	547,845
4	1.61	52	15,300	48	170,000	543,928
5	1.61	51	15,300	49	170,000	514,245

※ この表の所得割額の割合は限度超過分を差し引き、均等割額の割合は低所得者軽減を差し引かずに出している。

(2) 調定と収納状況（介護保険分）

年度 区分		調定額	伸率	一人当たり 金額	伸率	収納額	伸率	一人当たり 金額	伸率	徴収率	税率改定
令和		円	%	円	%	円	%	円	%	%	%
元	現年	351,343,400	△ 1.4	26,528	0.1	323,155,038	△ 1.6	24,400	△ 0.1	92.0	
	滞繰	74,645,719	△ 12.1	5,637	△ 10.7	26,143,739	△ 5.4	1,974	△ 3.9	35.0	
	計	425,989,119	△ 3.5	32,165	△ 2.0	349,298,777	△ 1.9	26,374	△ 0.4	82.0	
2	現年	347,794,800	△ 1.0	26,440	△ 0.3	322,284,964	△ 0.3	24,501	0.4	92.7	1.3
	滞繰	70,223,573	△ 5.9	5,339	△ 5.3	22,395,020	△ 14.3	1,702	△ 13.8	31.9	
	計	418,018,373	△ 1.9	31,779	△ 1.2	344,679,984	△ 1.3	26,203	△ 0.6	82.5	
3	現年	353,238,330	1.6	27,070	2.4	331,697,648	2.9	25,419	3.7	93.9	0.6
	滞繰	66,029,864	△ 6.0	5,060	△ 5.2	20,374,700	△ 9.0	1,562	△ 8.2	30.9	
	計	419,268,194	0.3	32,130	1.1	352,072,348	2.1	26,981	3.0	84.0	
4	現年	350,002,435	△ 0.9	27,352	1.0	331,097,219	△ 0.2	25,875	1.8	94.6	
	滞繰	57,292,436	△ 13.2	4,478	△ 11.5	18,363,199	△ 9.9	1,435	△ 8.1	32.1	
	計	407,294,871	△ 2.9	31,830	△ 0.9	349,460,418	△ 0.7	27,310	1.2	85.8	
5	現年	335,159,965	△ 4.2	26,689	△ 2.4	316,220,638	△ 4.5	25,181	△ 2.7	94.3	
	滞繰	49,663,925	△ 13.3	3,955	△ 11.7	15,575,039	△ 15.2	1,240	△ 13.6	31.4	
	計	384,823,890	△ 5.5	30,644	△ 3.7	331,795,677	△ 5.1	26,421	△ 3.3	86.2	

※ 令和3年度の改定率は、限度額引き上げによるもの。

8 令和4・5年度所得階層別構成比

区分・年度 所得	世帯割合		所得割合		税負担割合		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
万円 0～50	% 32	% 36	% 1	% 1	% 5	% 5	% 100	% 100	% 17	% 16	% 0	% 0
50～100	11	10	3	3	4	4	—	—	73	73	33	32
100～200	22	20	12	12	18	18	—	—	10	11	63	63
(小計 0～200)	(65)	(66)	(16)	(16)	(27)	(27)	(100)	(100)	(100)	(100)	(96)	(95)
200～500	24	23	28	28	37	38	—	—	—	—	4	5
500～700	5	5	11	11	12	12	—	—	—	—	—	—
(小計 200～700)	(29)	(28)	(39)	(39)	(49)	(50)	—	—	—	—	(4)	(5)
700～1,000	3	3	11	12	9	9	—	—	—	—	—	—
1,000～	3	3	34	33	15	14	—	—	—	—	—	—
(小計 700～)	(6)	(6)	(45)	(45)	(24)	(23)	—	—	—	—	—	—

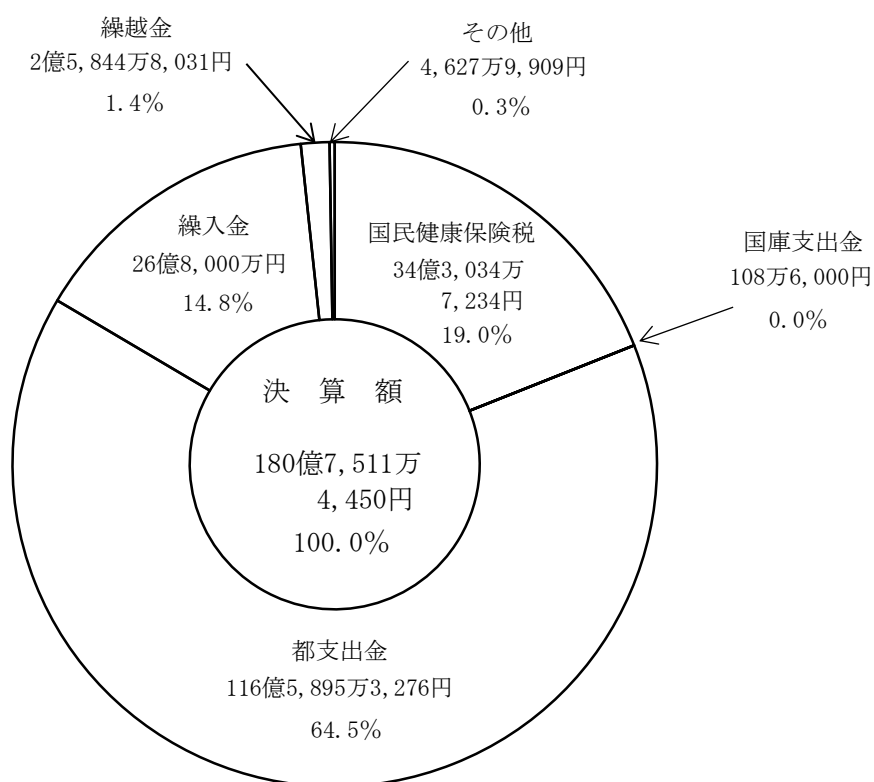
9 令和4・5年度税額段階別構成比

区分・年度 税 額	世帯割合		税負担割合		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
万円 ～ 1	% 0	% 0	% 0	% 0	% 0	% 0	% 0	% 0	% 0	% 0
1～2	27	29	2	2	85	86	8	10	0	0
2～3	5	5	1	1	9	8	14	16	12	12
3～4	8	8	2	2	4	4	18	18	0	0
4～5	2	2	1	1	1	1	13	13	5	5
(小計 ～ 5)	(42)	(44)	(6)	(6)	(99)	(99)	(53)	(57)	(17)	(17)
5～10	14	13	7	7	1	1	37	34	37	35
10～15	12	12	11	11	0	0	8	8	29	28
15～20	9	9	11	11	0	0	2	1	9	11
20～25	7	6	11	10	0	0	0	0	5	5
(小計 5～25)	(42)	(40)	(40)	(39)	(1)	(1)	(47)	(43)	(80)	(79)
25～30	4	4	8	9	0	0	0	0	2	2
30～	12	12	46	46	0	0	0	0	1	2
(小計 25～)	(16)	(16)	(54)	(55)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(4)

VI 保 險 財 政

1 令和5年度決算

歳入



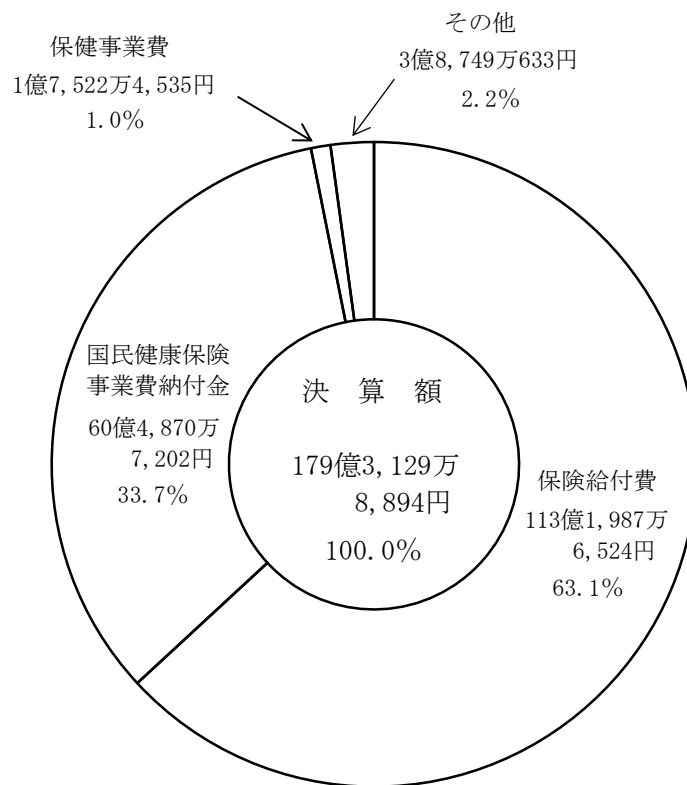
(1) 保険税の内訳

現年分	一般	3,293,029,499 円	18.2%
	退職	0 円	0.0%
滞繰分	一般	136,992,175 円	0.8%
	退職	325,560 円	0.0%

(2) 都支出金の内訳

普通交付金	11,369,035,276 円	62.9%
保険者努力支援分	64,925,000 円	0.4%
特別調整交付金 (市町村分)	36,652,000 円	0.2%
都繰入金 (2号分)	106,124,000 円	0.6%
特定健康診査等負担金	41,512,000 円	0.2%
都補助金	40,705,000 円	0.2%

歳 出



(3) 保険給付費の内訳

療養給付費	一般	9,655,115,675 円	53.8%
	退職	0 円	0.0%
療 養 費	一般	109,069,128 円	0.6%
	退職	0 円	0.0%
審査支払手数料		52,372,268 円	0.3%
高額療養費	一般	1,429,104,194 円	8.0%
	退職	0 円	0.0%
高額介護合算療養費(一般・退職)		806,770 円	0.0%
移送費(一般・退職)		0 円	0.0%
出産育児一時金		43,152,435 円	0.2%
葬祭費		9,550,000 円	0.1%
結核・精神医療給付金		20,486,874 円	0.1%
傷病手当金		219,180 円	0.0%

2 年度別決算額表

項目 \ 年度		R 1	R 2
歳入	国 民 健 康 保 険 税	3,545,929,750 円 (20.8%)	3,631,813,142 円 (21.7%)
	国 庫 支 出 金	2,340,000 (0.0%)	50,956,000 (0.3%)
	都 支 出 金	11,245,337,312 (65.8%)	10,913,882,860 (65.3%)
	一 般 会 計 繰 入 金	2,060,000,000 (12.1%)	1,910,000,000 (11.4%)
	繰 越 金	159,593,963 (0.9%)	112,599,777 (0.7%)
	そ の 他	73,258,369 (0.4%)	102,617,882 (0.6%)
	歳 入 合 計	17,086,459,394 (100.0%)	16,721,869,661 (100.0%)
項目 \ 年度		R 1	R 2
歳出	総 務 費	209,793,687 円 (1.3%)	203,802,487 円 (1.2%)
	保 険 給 付 費	11,001,597,637 (64.8%)	10,562,634,593 (64.0%)
	内	療 養 給 付 費	9,447,647,324 (55.7%)
		療 養 費	111,583,730 (0.7%)
		高 額 療 養 費	1,307,860,303 (7.7%)
		高 額 介 護 合 算 療 養 費	786,844 (0.0%)
	訳	移 送 費	0 (0.0%)
		そ の 他	133,719,436 (0.8%)
	国民健康保険事業費納付金		5,385,536,812 (31.7%)
	保 健 事 業 費		184,665,638 (1.1%)
	そ の 他		192,265,843 (1.1%)
	歳 出 合 計		16,973,859,617 (100.0%)
	歳 出 合 計		16,507,058,890 (100.0%)
収 支 差 引 合 計		112,599,777	214,810,771
一 般 会 計 繰 入 金 を 除 いた 収 支		△ 1,947,400,223	△ 1,695,189,229
繰 越 金 を 除 いた 収 支		△ 46,994,186	102,210,994
一 般 会 計 繰 入 金 ・ 繰 越 金 を 除 いた 収 支		△ 2,106,994,186	△ 1,807,789,006

() 内は構成比率

R 3	R 4	R 5	R 1 ～R 5 の伸率
3, 671, 742, 774 円 (20. 7%)	3, 619, 043, 926 円 (20. 2%)	3, 430, 347, 234 円 (19. 0%)	△ 3. 3 %
11, 798, 000 (0. 1%)	112, 000 (0. 0%)	1, 086, 000 (0. 0%)	△ 53. 6
11, 794, 523, 347 (66. 3%)	11, 523, 508, 519 (64. 3%)	11, 658, 953, 276 (64. 5%)	3. 7
1, 875, 000, 000 (10. 5%)	2, 100, 000, 000 (11. 8%)	2, 660, 000, 000 (14. 7%)	29. 1
214, 810, 771 (1. 2%)	379, 625, 117 (2. 1%)	258, 448, 031 (1. 4%)	61. 9
211, 917, 994 (1. 2%)	289, 722, 839 (1. 6%)	66, 279, 909 (0. 4%)	△ 9. 5
17, 779, 792, 886 (100. 0%)	17, 912, 012, 401 (100. 0%)	18, 075, 114, 450 (100. 0%)	5. 8

R 3	R 4	R 5	R 1 ～R 5 の伸率
223, 750, 869 円 (1. 3%)	181, 935, 142 円 (1. 0%)	194, 126, 239 円 (1. 1%)	△ 7. 5 %
11, 425, 362, 340 (65. 7%)	11, 242, 484, 761 (63. 7%)	11, 319, 876, 524 (63. 1%)	2. 9
9, 775, 376, 821 (56. 2%)	9, 627, 206, 227 (54. 5%)	9, 655, 115, 675 (53. 8%)	2. 2
110, 210, 846 (0. 6%)	100, 874, 674 (0. 6%)	109, 069, 128 (0. 6%)	△ 2. 3
1, 414, 532, 405 (8. 1%)	1, 392, 957, 838 (7. 9%)	1, 429, 104, 194 (8. 0%)	9. 3
546, 022 (0. 0%)	451, 064 (0. 0%)	806, 770 (0. 0%)	2. 5
0 (0. 0%)	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)	0. 0
124, 696, 246 (0. 7%)	120, 994, 958 (0. 7%)	125, 780, 757 (0. 7%)	△ 5. 9
5, 364, 431, 883 (30. 8%)	5, 740, 473, 622 (32. 5%)	6, 048, 707, 202 (33. 7%)	12. 8
184, 532, 773 (1. 0%)	176, 243, 424 (1. 0%)	175, 224, 535 (1. 0%)	△ 5. 1
202, 089, 904 (1. 2%)	312, 427, 421 (1. 8%)	193, 364, 394 (1. 1%)	0. 6
17, 400, 167, 769 (100. 0%)	17, 653, 564, 370 (100. 0%)	17, 931, 298, 894 (100. 0%)	5. 6

379, 625, 117	258, 448, 031	143, 815, 556	27. 7
△ 1, 495, 374, 883	△ 1, 841, 551, 969	△ 2, 516, 184, 444	
164, 814, 346	△ 121, 177, 086	△ 114, 632, 475	
△ 1, 710, 185, 654	△ 2, 221, 177, 086	△ 2, 774, 632, 475	

3 経理関係諸費

(歳入)

項目		年度	R 1	R 2
一世帯当たり保険税調定額			136,151 円	140,736 円
被保険者一人当たり諸費	保険税収納額(現年分)		85,255	89,493
	〃(滞納分)		5,469	4,884
	国庫支出金	災害臨時特例補助金	14	928
		国保制度関係業務準備事業費補助金	46	0
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	-	396
		健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	-	-
		計	60	1,324
	都支出金	保険給付費等交付金	287,195	282,082
		都補助金	520	1,528
		計	287,715	283,610
	一般会計繰入金		52,706	49,634
	繰越金		4,083	2,926
	その他		1,874	2,666
	合計		437,162	434,537

※ 一世帯当たり保険税調定額は現年分のみ

(歳出)

（歳 出）		年度	R 1	R 2
項目				
被 保 険 者 一 人 当 た り 諸 費	総 務 費		5,368 円	5,296 円
	保 険 給 付 費	療 養 給 付 費	241,721	234,812
		療 養 費	2,855	2,730
		審 査 支 払 手 数 料	1,350	1,275
		高 額 療 養 費	33,462	33,889
		高 額 介 護 合 算 療 養 費	20	20
		移 送 費	0	2
		出 産 育 児 一 時 金	1,360	1,027
		葬 祭 費	252	264
		結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	459	458
		傷 病 手 当 金	-	5
		計	281,479	274,482
	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		137,790	140,981
	保 健 事 業 費		4,725	4,614
	そ の 他		4,919	3,582
合 計		434,281	428,955	
歳 入 歳 出 差 引 額			2,881	5,582

※ 被保険者一人当たり諸費は、年間平均被保険者数で算出。

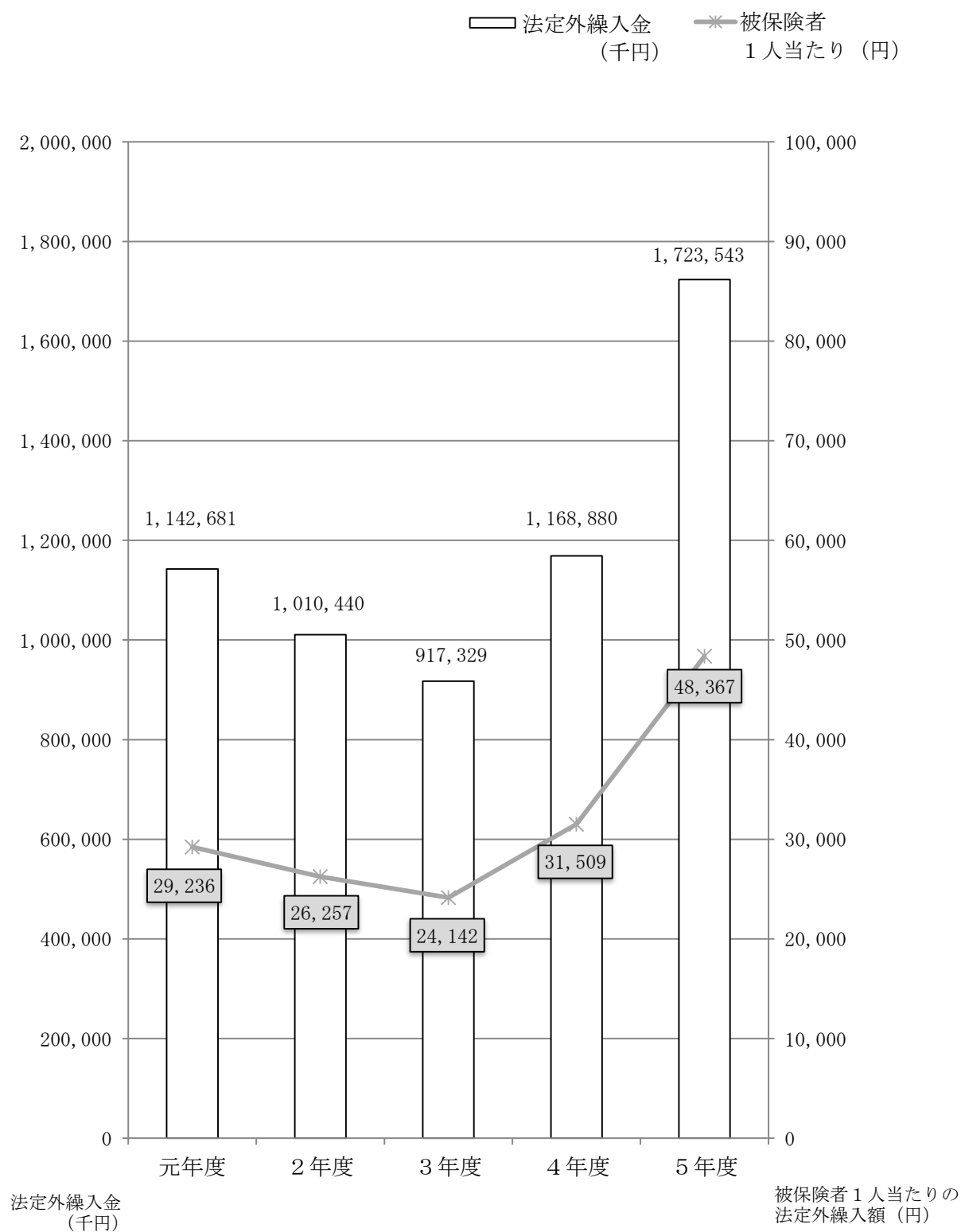
単位：円

R 3	R 4	R 5	R 1～R 5 の伸率
142, 878 円	141, 721 円	132, 213 円	△ 2. 9 %
92, 242	93, 322	92, 410	8. 4
4, 391	4, 234	3, 853	△ 29. 5
305	3	4	△ 71. 4
0	0	0	皆減
5	0	14	皆増
－	－	12	皆増
310	3	30	△ 50. 0
309, 113	309, 259	326, 035	13. 5
1, 294	1, 373	1, 142	119. 6
310, 407	310, 632	327, 177	13. 7
49, 346	56, 608	74, 646	41. 6
5, 653	10, 233	7, 253	77. 6
5, 577	7, 810	1, 860	△ 0. 7
467, 926	482, 842	507, 229	16. 0

単位：円

R 3	R 4	R 5	R 1～R 5 の伸率
5, 889 円	4, 905 円	5, 447 円	1. 5 %
257, 267	259, 514	270, 945	12. 1
2, 900	2, 719	3, 061	7. 2
1, 380	1, 398	1, 470	8. 9
37, 227	37, 549	40, 104	19. 8
14	12	22	10. 0
0	0	0	0. 0
1, 107	994	1, 211	△ 11. 0
270	270	268	6. 3
487	524	575	25. 3
39	76	6	皆増
300, 691	303, 056	317, 662	12. 9
141, 180	154, 742	169, 741	23. 2
4, 856	4, 751	4, 917	4. 1
5, 319	8, 422	5, 426	10. 3
457, 935	475, 876	503, 193	15. 9
9, 991	6, 966	4, 036	40. 1

4 法定外繰入金の年度推移



※ 一般会計繰入金のうち、その他一般会計繰入金（法定外繰入金）を表示。

5 被保険者1人当たり法定外繰入金 (26市の状況)

保険者名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	元～5年度の伸率
	円	円	円	円	円	%
八王子市	24,338	15,325	12,200	9,928	10,294	△ 57.7
立川市	11,891	15,292	14,278	22,641	40,728	242.5
武蔵野市	38,147	34,928	36,128	41,502	56,077	47.0
三鷹市	44,454	40,059	41,045	45,471	61,320	37.9
青梅市	27,900	21,315	24,980	30,583	40,136	43.9
府中市	45,637	53,507	50,143	58,618	73,215	60.4
昭島市	20,621	23,928	24,296	22,778	37,347	81.1
調布市	43,329	34,429	37,569	49,034	58,035	33.9
町田市	24,808	25,457	26,665	29,537	37,404	50.8
小金井市	19,750	19,718	19,021	25,967	37,974	92.3
小平市	29,236	26,257	24,142	31,509	48,367	65.4
日野市	33,224	38,607	33,617	45,148	45,404	36.7
東村山市	19,653	20,725	23,020	16,996	43,172	119.7
国分寺市	38,346	41,869	42,723	52,129	53,084	38.4
国立市	32,938	37,091	37,797	36,179	46,872	42.3
福生市	37,682	38,637	40,038	41,168	47,137	25.1
狛江市	31,051	34,646	30,999	38,085	52,628	69.5
東大和市	26,845	20,430	15,464	12,192	7,828	△ 70.8
清瀬市	41,259	35,811	36,811	50,491	58,594	42.0
東久留米市	16,693	15,958	15,369	18,847	27,520	64.9
武蔵村山市	29,322	27,041	26,073	31,676	46,499	58.6
多摩市	23,743	18,633	24,058	31,365	48,882	105.9
稲城市	37,404	24,310	26,754	38,708	53,632	43.4
羽村市	33,411	26,593	32,225	39,084	58,587	75.4
あきる野市	18,070	18,311	18,591	26,711	34,071	88.6
西東京市	36,391	35,838	36,185	38,180	54,692	50.3
平均 (伸率%)	30,236 △ 2.1	28,643 △ 5.3	28,854 0.7	34,020 17.9	45,365 33.3	
小平市の順位	15	14	18	15	12	

※ 一般会計繰入金のうち、その他一般会計繰入金（法定外繰入金）被保険者1人当たりの額。

6 国保運営基金積立金の推移

年度	年度中積立	年度中取り崩し	年度末残高
昭和	円	円	円
36	1,500,000	0	2,500,000
37	871,000	0	3,371,000
38	119,808	1,990,808	1,500,000
39	84,000	800,000	784,000
40	20,031	0	804,031
41	7,029,661	0	7,833,692
42	430,848	0	8,264,540
43	455,670	0	8,720,210
44	397,662	0	9,117,872
45	461,590	9,579,462	0
46	0	0	0
47	0	0	0
48	0	0	0
49	0	0	0
50	50,000,000	0	50,000,000
51	61,981,000	50,000,000	61,981,000
52	2,556,000	0	64,537,000
53	2,055,000	0	66,592,000
54	1,925,000	68,516,000	1,000
55	1,000	0	2,000
56	73,558,000	0	73,560,000
57	150,235,000	0	223,795,000
58	11,497,000	0	235,292,000
59	64,666,000	0	299,958,000
60	17,315,000	310,000,000	7,273,000
61	1,072,000	0	8,345,000
62	120,325,000	0	128,670,000
63	80,877,000	0	209,547,000

年度	年度中積立	年度中取り崩し	年度末残高
平成 元	円 10,894,000	円 16,000,000	円 204,441,000
2	15,734,000	204,000,000	16,175,000
3	258,135,000	0	274,310,000
4	10,771,000	267,000,000	18,081,000
5	103,082,000	0	121,163,000
6	2,324,000	110,000,000	13,487,000
7	149,000	13,000,000	636,000
8	2,000	0	638,000
9	2,000	0	640,000
10	250,002,000	0	250,642,000
11	329,000	250,000,000	971,000
12	200,002,000	0	200,973,000
13	70,000	200,000,000	1,043,000
14	200,020,000	200,000,000	1,063,000
15	200,000,000	200,000,000	1,063,000
16	6,000	0	1,069,000
17	283,255,000	181,177,000	103,147,000
18	229,915,000	0	333,062,000
19	154,582,000	120,000,000	367,644,000
20	2,689,000	304,000,000	66,333,000
21	150,455,000	66,000,000	150,788,000
22	606,000	150,000,000	1,394,000
23	0	0	1,394,000
24	132,000,000	0	133,394,000
25	100,164,000	0	233,558,000
26	19,000	130,000,000	103,577,000
27	0	0	103,577,000
28	54,000,000	0	157,577,000
29	44,000,000	0	201,577,000
30	150,000,000	0	351,577,000

年度	年度中積立	年度中取り崩し	年度末残高
令和 元	円 50,000,000	円 0	円 401,577,000
2	11,000	0	401,588,000
3	40,000,000	150,000,000	291,588,000
4	53,000,000	240,000,000	104,588,000
5	85,000,000	20,000,000	169,588,000

7 国民健康保険事業費納付金

区分 年度	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	合計
	一般被保険者分	退職被保険者等分	一般被保険者分	退職被保険者等分		
令和	円	円	円	円	円	円
2	3,700,860,543	0	1,239,919,316	0	484,454,573	5,425,234,432
3	3,560,066,175	0	1,256,520,921	0	547,844,787	5,364,431,883
4	3,967,622,160	0	1,228,923,767	0	543,927,695	5,740,473,622
5	4,186,208,897	522,298	1,347,569,308	161,371	514,245,328	6,048,707,202
6	4,135,655,189	0	1,371,873,225	0	494,733,620	6,002,262,034
増減額	△ 50,553,708	△ 522,298	24,303,917	△ 161,371	△ 19,511,708	△ 46,445,168

※増減額は、令和5年度と6年度を比較している。

8 標準保険料率

区分 年度	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額
令和	%	円	%	円	%	円
2	6.83	39,848	2.39	13,729	2.16	15,905
(現行)	5.68	25,700	2.08	11,600	1.61	15,300
3	6.53	38,377	2.46	14,095	2.51	18,349
(現行)	5.68	25,700	2.08	11,600	1.61	15,300
4	7.37	43,431	2.42	13,831	2.45	17,808
(現行)	5.68	25,700	2.08	11,600	1.61	15,300
5	7.95	47,596	2.71	15,684	2.34	17,137
(現行)	5.68	25,700	2.08	11,600	1.61	15,300
6	8.28	49,901	2.88	16,896	2.34	16,976
(現行)	6.01	27,000	2.29	12,900	1.85	15,900

※（現行）欄には、その年度の実際の税率を記載している。

資 料

国民健康保険の沿革

項目 年月	給 付 状 況				診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 改 定	そ の 他
	制 度 改 正 そ の 他	助 産 費	葬 祭 費	育 児 手 当 金			
昭和 13. 4	国民健康保険法制定	円 —	円 —	円 —	—	—	
18. 7	小平村国保組合事業開始 (終戦により消滅)	10	—	—	—	—	
34. 10	小平町国保事業開始 給付率 5 割	1, 000	2, 000	—	—	—	
35. 4		〃	〃	—	—	○	
36. 4	世帯主給付率 7 割 給付制限の撤廃 給付期間制限の撤廃	〃	2, 500	—	12. 5% (36. 7) 2. 3% (36. 12)	○	
37. 4		2, 000	〃	—	—	○	市制施行 (37. 10)
38. 10	結核、精神疾病 1 0 割給付実施	〃	〃	—	—	○	低所得者減税実施
39. 4	世帯員 7 割給付実施 (40. 1)	3, 000	3, 000	—	9. 5% (40. 1)	○	
40. 4		〃	〃	—	—	○	
41. 4	療養給付費国庫負担金、定率 4 割となる	〃	〃	—	—	—	
42. 4		〃	〃	—	薬価 △10. 2% (42. 10) 7. 68% (42. 12)	—	胃集団検診開始
43. 4		〃	〃	2, 000	薬価 △ 5. 6% (44. 1)	—	
44. 8 44. 12	精神疾病通院も 1 0 割給付となる 都老人医療 1 0 割給付 (7 0 歳以上、窓口支払、申請により還付)	10, 000	〃	〃	8. 77% (45. 2)	—	
45. 6	日雇健保擬制適用廃止に伴い国保組合新設	〃	5, 000	〃	9. 74% (45. 7)	○	
46. 4		〃	〃	〃	13. 7% (47. 2)	限 度 額 改 定	
47. 7 47. 10 48. 1	都老人医療無料制度実施 (7 0 歳以上) 小平市外国人の国保加入実施 国老人医療無料化実施	〃	〃	〃	—	—	
48. 7 48. 10 48. 12	都 6 5 歳以上の老人医療無料化実施 国 6 5 歳以上のねたきり老人の医療費 無料制度実施 都高額療養費支給制度実施 (一部負担金 30, 000円)	〃	〃	〃	19. 0% (49. 1)	—	
49. 4		20, 000	10, 000	〃	16. 0% (49. 10)	—	
50. 10	国高額療養費支給制度実施 (一部負担金 30, 000円)	〃	〃	〃	—	限 度 額 改 定	

項目 年月	給 付 状 況				診 療 報 酬 改 定 () 内 年・月	国 保 税 改 定	そ の 他
	制 度 改 正 そ の 他	助 産 費	葬 祭 費	育 児 手 当 金			
昭和 51. 4 51. 8	高額療養費自己負担額引上げ 8月から 39,000円	円 40,000	円 10,000	円 2,000	9.0% (51. 4)	○	擬制世帯主に係る保険税の賦課 廃止 (52. 3)
52. 4		〃	〃	〃	9.6% (53. 2)	限 度 額 改 定	保険税の月割賦 課実施
53. 4		60,000	20,000	〃	—	限 度 額 改 定	国保保健婦、健 康課へ移管
54. 4		〃	〃	〃	—	限 度 額 改 定	
55. 4		80,000	30,000	〃	—	○ 22.0%	
56. 4		〃	〃	〃	8.2% (56. 6) 薬価 △18.6%	○ 22.0%	
57. 4	高額療養費自己負担額引上げ 9月から 45,000円 (住民税非課税 39,000円) 58年1月から 51,000円 (住民税非課税 39,000円) 老人保健制度発足	100,000	〃	〃	薬価 △ 4.9% (58. 1)	限 度 額 改 定	健康手帳作成
58. 4		〃	〃	〃	2.7% (59. 3) 薬価 △16.6%	限 度 額 改 定	胃検診、健康課 へ移管
59. 4 59. 7 59.10	収納率向上特別対策実施7モデル市指定 (昭和59年度～昭和61年度) 退職者医療制度発足 高額療養費制度改正 自己負担限度額 51,000円 (住民税非課税 30,000円) 但し、同一世帯において 30,000円 (住民税非課税 21,000円) 以上のものを合算した額が 51,000円 (住民税非課税 30,000円) ※多数該当 30,000円 (住民税非課税 21,000円) ※特定疾病 10,000円	〃	〃	〃	3.3% (60. 3) 薬価 △ 6.0%	限 度 額 改 定	保険税徴収 嘱託職員3名 (59.12)
60. 4		〃	〃	〃	—	限 度 額 改 定	
61. 4 61. 5 62. 1	高額療養費自己負担額引上げ 5月から 54,000円 老人保健法一部改正 国保法一部改正	130,000	〃	〃	2.3% (61. 4) 薬価 △ 5.1% —	○ 17.7% 限 度 額 改 定	
62. 4		〃	〃	〃		限 度 額 改 定	
63. 4 63. 6 63.12	保険基盤安定制度創設 高額医療費共同事業施行	〃	〃	〃	0.5% (63. 4) 薬価 △10.2% 歯科 1%	限 度 額 改 定	

項目 年月	給 付 状 況				診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他
	制 度 改 正 そ の 他	助 産 費	葬 祭 費	育 児 手 当 金			
平成 元. 4 元. 5	高額療養費自己負担額引上げ 6月から 57,000円 (住民税非課税 31,800円) ※多数該当 33,000円 (住民税非課税 22,200円)	円 13,000	円 30,000	円 2,000	0.84% (元. 4) 薬価 △ 2.7%	—	
2. 4		〃	〃	〃	3.7% (2. 4) 薬価 △ 9.2%	—	
3. 5	高額療養費自己負担額引上げ 5月から 63,000円 (住民税非課税 33,600円) ※多数該当 34,800円 (住民税非課税 23,400円)						
4. 1	老人保健法一部改正 一部負担金引上げ 外来1か月 800円→900円 入院1日 400円→600円 介護に着目した公費負担割合の拡大 3割→5割	〃	〃	〃	—	—	
4. 4		240,000	〃	〃	5.0% (4. 4) 薬価 △ 8.1%	限 度 額 定 改 定	
5. 4	老人保健法一部改正 一部負担金引上げ 外来1か月 900円→1,000円 入院1日 600円→700円 老人訪問看護療養費・精神病院の老人性 痴呆疾患療養病棟の入院費公費負担割合 の拡大 3割→5割	〃	〃	〃	—	—	
5. 5	高額療養費自己負担額引上げ 5月から 63,000円 (住民税非課税 35,400円) ※多数該当 37,200円 (住民税非課税 24,600円)						
6. 4		〃	〃	〃	3.3% (6. 4) 薬価 △ 6.6%	○ 8.1% 限 度 額 定 改 定	
6. 10	出産育児一時金の創設 従来の「助産費」と「育児手当金」を 統合 看護・介護にかかる給付の見直し (付添看護・介護にかかる療養費の廃止) 在宅医療の推進(訪問看護療養費の創設) 入院時食事療養費の額は、入院時の食 事に要する費用について、基準額から被 保険者が負担する標準負担額を控除した 額とする。	出 産 育 児 一 時 金 300,000		(出産育児 一時金へ 統合)	1.5% (6. 10)		

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他												
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 一 時 金	葬 祭 費															
	入院時食事標準負担額表 (1日につき)		円 300,000	円 30,000														
	<table><tr><th>標準負担額</th><th>平成6年10月1日～ 平成8年9月30日</th></tr><tr><td>区 分</td><td></td></tr><tr><td>一 般</td><td>6 0 0 円</td></tr><tr><td>市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額の減額認定を受けている場合</td><td>4 5 0 円</td></tr><tr><td>過去1年間の入院日数が90日(平成6年10月1日以降のものに限る)を超えている場合</td><td>3 0 0 円</td></tr><tr><td>市町村民税非課税の世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している場合</td><td>2 0 0 円</td></tr></table>		標準負担額	平成6年10月1日～ 平成8年9月30日	区 分		一 般	6 0 0 円	市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額の減額認定を受けている場合	4 5 0 円	過去1年間の入院日数が90日(平成6年10月1日以降のものに限る)を超えている場合	3 0 0 円	市町村民税非課税の世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している場合	2 0 0 円				
標準負担額	平成6年10月1日～ 平成8年9月30日																	
区 分																		
一 般	6 0 0 円																	
市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額の減額認定を受けている場合	4 5 0 円																	
過去1年間の入院日数が90日(平成6年10月1日以降のものに限る)を超えている場合	3 0 0 円																	
市町村民税非課税の世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している場合	2 0 0 円																	
7. 4	社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の創設 老人保健法一部改正 一部負担金引上げ 外来1か月 1,000円→1,010円	〃	〃	—	—													
7. 7	精神・結核に係る住所地主義の特例の創設 精神医療及び結核医療の公費負担の見直し (精神医療及び結核医療に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを、保険優先の仕組みに改める。)																	
8. 4	老人保健法一部改正 一部負担金引上げ 外来1か月 1,010円→1,020円 入院1日 700円→ 710円	〃	〃	3.4% (8. 4) 薬価 △ 2.6%	○ 8.4% 限 度 額 改 定 納期を年6回から8回に改正													
8. 6	高額療養費自己負担額引上げ 6月から 63,600円																	
8.10	入院時の食事に係る標準負担額の改定 入院時食事標準負担額表 (1日につき)																	
	<table><tr><th>一 般</th><th></th></tr><tr><td>市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額の減額認定を受けている場合</td><td>6 5 0 円</td></tr><tr><td>過去1年間の入院日数が90日を超えている場合</td><td>5 0 0 円</td></tr><tr><td>市町村民税非課税の世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している場合</td><td>3 0 0 円</td></tr></table>		一 般		市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額の減額認定を受けている場合	6 5 0 円	過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	5 0 0 円	市町村民税非課税の世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している場合	3 0 0 円								
一 般																		
市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額の減額認定を受けている場合	6 5 0 円																	
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	5 0 0 円																	
市町村民税非課税の世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している場合	3 0 0 円																	
9. 9	外来の薬剤の別途負担(新設) 療養の給付等において、定率の一部負担金のほかに、外来の薬剤に対する別途負担金を設ける。 外来薬剤 *内服薬 投薬ごとに1日分につき 1種類 0円 2～3種類 30円 4～5種類 60円 6種類以上 100円 *外用薬 投薬ごとに 1種類 0円 2～3種類 30円 4～5種類 60円 6種類以上 100円	〃	〃	1.7% (9. 4) 薬価 △1.32%	—													

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他						
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 一 時 金	葬 祭 費									
	＊頓服薬 投薬ごとに 1 種類につき 1 0 円 ※ 6 歳未満の者、市町村民税非課税世帯に属 する老齢福祉年金受給者は免除。 老人保健法一部改正 一部負担金改正 <table><tr><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr><tr><td>入院 1 日 710円 (低所得者は 1 日 300円 2 か月を限度)</td><td>入院 1 日 9年度 1,000円 10年度 1,100円 11年度 1,200円 (低所得者は 1 日 500円)</td></tr><tr><td>外来 同一保険医療機関等 ごとに 1 月 1,020円</td><td>外来 1 回 500円 (同一保険医療機関等ごとに 1 月 4 回 を限度)</td></tr></table>	改 正 前	改 正 後	入院 1 日 710円 (低所得者は 1 日 300円 2 か月を限度)	入院 1 日 9年度 1,000円 10年度 1,100円 11年度 1,200円 (低所得者は 1 日 500円)	外来 同一保険医療機関等 ごとに 1 月 1,020円	外来 1 回 500円 (同一保険医療機関等ごとに 1 月 4 回 を限度)	円	円			
改 正 前	改 正 後											
入院 1 日 710円 (低所得者は 1 日 300円 2 か月を限度)	入院 1 日 9年度 1,000円 10年度 1,100円 11年度 1,200円 (低所得者は 1 日 500円)											
外来 同一保険医療機関等 ごとに 1 月 1,020円	外来 1 回 500円 (同一保険医療機関等ごとに 1 月 4 回 を限度)											
10. 4		300,000	30,000	2.2% (10. 4) 薬価 △ 2.8%	○ 9.0% 限 度 額 定 改 定							
11. 4	老人保健法一部改正 一部負担金引上げ 外来 1 回500円→530円 (同一保険医療機関等ごとに 1 月 4 回を 限度)	〃	〃	—	限 度 額 定 改 定							
11. 7	外来の薬剤の別途負担 (特例措置) 老人保健法による医療の受給者に対する 薬剤一部負担金を免除する											
12. 4	介護保険制度発足			1.9% (12. 4) 薬価 △ 1.7%		介護保険分税率 設定						
12. 7	介護保険税賦課											
13. 1	高額療養費自己負担額の改正 ・一般世帯 63,600円＋{(かかった医療費)－318,000円} ×1% ・上位所得の世帯 (基礎控除後の所得が670万円を超える世帯) 121,800円＋{(かかった医療費)－609,000円} ×1% ・住民税非課税世帯 35,400円のまま据置き 入院時食事標準負担額改正 1 日 760円→780円 海外療養費の創設 長期入院に対する住所地特例の拡大 老人保健法による医療受給者に対する外来の 薬剤別途負担廃止 老人保健法改正 ・一部負担金を医療費の 1 割とし、月額の上 限額を定めた。 外来 3,000円 (診療所、200床未満の病院) 5,000円 (200床以上の病院) 入院 37,200円 24,600円 (住民税非課税世帯)	〃	〃		—							

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改	そ の 他
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 一 時 金	葬 祭 費			
	・高額療養費支給制度の新設 同一世帯の二人以上の高齢者の負担が、 37,200円を超えた金額を支給 住民税非課税世帯は、24,600円 ・入院時食事標準負担額改正 1日 760円→780円 ・訪問看護基本利用料改定 1日 250円→費用の1割または、1日 600円（上限月3,000円）	円	円			
13. 4		300,000	30,000		○介19.1%	
14. 4				△1.3% (14. 4) 薬価 △ 1.4%		
14. 10	一部負担金の変更 ・3歳未満の乳幼児 ・3歳以上70歳未満 ・70歳以上 (一定以上所得者) 高額療養費自己負担限度額の改正 (1) 70歳未満の場合 ・一般世帯 72,300円＋{(かかった医療費)－ 361,500円}×1% ・上位所得の世帯 (基礎控除後の所得が670万円を超える世帯) 139,800円＋{(かかった医療費)－ 699,000円}×1% ・住民税非課税世帯 35,400円のまま据置き (2) 70歳以上の場合 ・一般世帯 外来 12,000円 入院 40,200円 ・上位所得の世帯 (課税所得が124万円以上かつ70歳以上の 被保険者の収入合計が単身で450万円、 2人以上で637万円以上の世帯) 外来 40,200円 入院 72,300円＋{(かかった医療費)－ 361,500円}×1% ・住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ 外来 8,000円 入院 24,000円 低所得者Ⅰ 外来 8,000円 入院 15,000円 老人保健制度の改正 (1) 老人医療の受給対象年齢の引上げ 5年間で段階的に70歳から75歳に引き上げ (2) 一部負担金の変更 かかった費用の定率1割を負担（一定以 上所得者は、2割負担）、外来の月額上 限制及び診療所の定額負担選択制は廃止 (3) 高額医療費の自己負担限度額の変更 健康保険法等の70歳以上の場合と同様の 負担	〃	〃		—	
15. 4	一部負担金の変更 ・退職被保険者本人の外来・入院 3割負担 ・退職被保険者被扶養者の入院 3割負担	〃	〃		○介17.6% 限 度 額 改 定	

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改	そ の 他																			
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 一 時 金	葬 祭 費																						
	外来の薬剤別途負担の廃止 療養の給付等において、定率の一部負担金のほかに生ずる、外来の薬剤に対する別途負担金を廃止する。 高額療養費自己負担限度額の改正 70歳未満の場合 ・一般世帯 72,300円＋{(かかった医療費)－241,000円}×1% ・上位所得の世帯 (基礎控除後の所得が670万円を超える世帯) 139,800円＋{(かかった医療費)－466,000円}×1% ・住民税非課税世帯 変更なし	円	円																						
16. 4		300,000	30,000	(16. 4) 本体 0.0% 薬価△ 1.0%	○医 7.8% 介19.8% 限 度 額 改 定																				
17. 4		〃	〃		○医 4.6% 介14.5%																				
18. 4	入院時食事標準負担額改正			(18. 4) 本体△1.36% 薬剤△ 1.8%	○介 2.3% 限 度 額 改 定																				
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>改正前 (1日につき)</th><th>改正後 (1食につき)</th></tr><tr><td colspan="2">一 般</td><td>780円</td><td>260円</td></tr><tr><td rowspan="2">住民税非課税世帯等</td><td>90日までの入院</td><td>650円</td><td>210円</td></tr><tr><td>90日を超える入院 (過去12か月入院日数)</td><td>500円</td><td>160円</td></tr><tr><td colspan="2">住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人</td><td>300円</td><td>100円</td></tr></table>			区分		改正前 (1日につき)	改正後 (1食につき)	一 般		780円	260円	住民税非課税世帯等	90日までの入院	650円	210円	90日を超える入院 (過去12か月入院日数)	500円	160円	住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人		300円	100円			
区分		改正前 (1日につき)	改正後 (1食につき)																						
一 般		780円	260円																						
住民税非課税世帯等	90日までの入院	650円	210円																						
	90日を超える入院 (過去12か月入院日数)	500円	160円																						
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人		300円	100円																						
18. 10	70歳以上の一定以上所得者(現役並み所得者)の一部負担金の変更 2割→3割 高額療養費自己負担限度額の改正 (1)70歳未満の場合 ・一般 80,100円＋{(かかった医療費)－267,000円}×1% ・上位所得者 (基礎控除後の所得が600万円を超える世帯) 150,000円＋{(かかった医療費)－500,000円}×1% ・住民税非課税 35,400円のまま据置き (2)70歳以上の場合 ・一般世帯 外来 12,000円 入院 44,400円 ・一定以上所得者(現役並み所得者) 外来 44,400円 入院 80,100円＋{(かかった医療費)－267,000円}×1% ・住民税非課税 低所得者Ⅱ 外来 8,000円 入院 24,600円 低所得者Ⅰ 外来 8,000円 入院 15,000円	350,000	〃																						

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他																																				
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 金 一 時 金	葬 祭 費																																							
	療養病床に入院する70歳以上高齢者 食事・居住費の負担見直し		円	円																																						
	<table><tr><td colspan="2"></td><td>変更前 (食費のみ)</td><td colspan="2">変更後</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td>食費(1食につき)</td><td>居住費(1日につき)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">一定以上所得者 (現役並所得者)</td><td rowspan="2">1食につき 260円</td><td>I 460円</td><td>320円</td><td></td></tr><tr><td>II 420円</td><td>320円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">住 民 税 非課税世帯</td><td>低所得者Ⅱ</td><td>210円 ※</td><td>210円</td><td>320円</td><td></td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ②</td><td>1食につき</td><td>130円</td><td>320円</td><td></td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ①</td><td>100円</td><td>100円</td><td>0円</td><td></td></tr></table>				変更前 (食費のみ)	変更後					食費(1食につき)	居住費(1日につき)		一定以上所得者 (現役並所得者)		1食につき 260円	I 460円	320円		II 420円	320円		住 民 税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円 ※	210円	320円		低所得者Ⅰ②	1食につき	130円	320円		低所得者Ⅰ①	100円	100円	0円					
		変更前 (食費のみ)	変更後																																							
			食費(1食につき)	居住費(1日につき)																																						
一定以上所得者 (現役並所得者)		1食につき 260円	I 460円	320円																																						
			II 420円	320円																																						
住 民 税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円 ※	210円	320円																																						
	低所得者Ⅰ②	1食につき	130円	320円																																						
	低所得者Ⅰ①	100円	100円	0円																																						
	※ 過去1年間の入院日数が90日超の場合 160円																																									
	老人保健制度の改正 (1)一部負担金の変更 一定以上所得者(現役並み所得者)の一部負担金の変更 2割→3割 (2)高額医療費の自己負担限度額の変更 健康保険法等の70歳以上の場合と同様の負担 (3)療養病床に入院する場合の食事・居住費の変更 健康保険法等の70歳以上の場合と同様の負担																																									
19. 4	70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化 限度額適用認定証の交付により、70歳未満被保険者の入院医療費の窓口支払額が自己負担限度額までとなる。		350,000	30,000																																						
20. 3末	出産育児一時金の受取代理制度の導入 出産育児一時金(35万円)を被保険者に代わり医療機関が受け取ることにより、被保険者は出産費用が35万円を超えた分を支払うだけで済むことになる。				—	被保険者証の様式変更 (19.10) 世帯単位 ↓ 個人単位																																				
	老人保健制度の廃止 退職者医療制度の廃止 経過措置として、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまで存続																																									
20. 4	後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の創設 原則75歳以上の被保険者は長寿医療制度に移行		〃	50,000	(20. 4) 本体 0.38% 薬剤△1.20% 実質△0.82%	限 度 額 定 改 定																																				
	一部負担金の変更					後期高齢者支援金分新設																																				
	<table><tr><td colspan="2">年齢区分</td><td>一部負担金の割合</td></tr><tr><td colspan="2">0歳～義務教育就学前</td><td>2割</td></tr><tr><td colspan="2">義務教育就学後～69歳</td><td>3割</td></tr><tr><td rowspan="2">70歳以上</td><td>一般</td><td>※2割</td></tr><tr><td>現役並み所得者</td><td>3割</td></tr></table>		年齢区分		一部負担金の割合	0歳～義務教育就学前		2割	義務教育就学後～69歳		3割	70歳以上	一般	※2割	現役並み所得者	3割				特定健康診 査・特定保健 指導の開始																						
年齢区分		一部負担金の割合																																								
0歳～義務教育就学前		2割																																								
義務教育就学後～69歳		3割																																								
70歳以上	一般	※2割																																								
	現役並み所得者	3割																																								
	※ 平成21年3月までの1年間、1割に据置き																																									

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 一 時 金	葬 祭 費			
21. 1	高額療養費自己負担限度額の変更 ・ 70歳以上一般※ 外来 24,600円 入院62,100円 (多数該当44,400円) ※平成21年3月31日までの1年間 外来 12,000円 入院44,400円に据置き 療養病床入院時生活療養費の支給対象年齢 の見直し 70歳→65歳 高額医療・高額介護合算制度の新設 国保と介護保険の自己負担額の合計が、1年 間で一定の金額を超えたとき、その超過分を 払い戻す制度	円 380,000	円			
21. 4	70歳以上の一部負担金2割について、 平成22年3月まで、1割に据え置き(延長)	〃	50,000		限 度 額 改 定	
21. 10	出産育児一時金の直接支払制度の導入 出産育児一時金の受取代理制度から、直接、 医療機関で支払分と相殺する直接支払制度 に移行。被保険者は出産費用が42万円を超 えた分の支払いで済むことになる。 (一部に制度適用の猶予期間がある医療機関等あり)	420,000				
22. 4	70歳以上の一部負担金2割について、 平成23年3月まで、1割に据え置き(延長)	〃	〃	(22. 4) 本体 1.55% 薬剤△1.36% 実質 0.19%	○医 5.4% 限 度 額 改 定 (経過措置 あり)	低所得者の保 険税軽減拡大 非自発的失業 者に対する保 険税軽減導入
23. 4	70歳以上の一部負担金2割について、 平成24年3月まで、1割に据え置き(延長) 出産育児一時金の受取代理制度の導入 直接支払制度を利用できない医療機関に対 応するため、直接支払制度と同様の趣旨で 導入。	〃	〃	—	○医 3.7% (22 年 度 改 定 の 本 則 化)	
24. 4	70歳以上の一部負担金2割について、 平成25年3月まで、1割に据え置き(延長) 高額療養費の外来診療分を現物給付化	〃	〃	(24. 4) 本体 1.38% 薬剤△1.38% 実質 0.004%	○医 1.8% ○後 1.7% ○介 1.2% 限 度 額 改 定	
25. 4	70歳以上の一部負担金2割について、 平成26年3月まで、1割に据え置き(延長)	〃	〃	—	—	

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他																			
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 一 時 金	葬 祭 費																						
26. 4	7 0 歳以上の一部負担金 2 割について、 昭和 1 9 年 4 月 1 日以前生まれは特例措置 により 1 割に据え置き 昭和 1 9 年 4 月 2 日以後生まれは 2 割 7 0 歳以上の高額療養費算定基準額及び 介護合算算定基準額の据え置き	円 420, 000	円 50, 000	(26. 4) 本体 0. 73% 薬剤△0. 63% 実質 0. 10%	平成 2 8 年度の医 療分二方 式化へ向 けて経過 措置開始	低所得者の 2 割・ 5 割軽減 拡充																			
27. 1	高額療養費及び高額介護合算療養費の算定基準額 の見直し 7 0 歳未満の被保険者等に係る高額療養費及び 高額介護合算療養費の算定基準額について、 3 段階の所得区分を 5 段階に細分化。																								
<table><tr><th>区分</th><th>所得要件</th><th>自己負担限度額</th></tr><tr><td>ア</td><td>基礎控除後の世帯所得 901万円超</td><td>252, 600円＋（医療費－842, 000円）×1% 【多数回該当： 140, 100円】</td></tr><tr><td>イ</td><td>基礎控除後の世帯所得 600万円超901万円以下</td><td>167, 400円＋（医療費－558, 000円）×1% 【多数回該当： 93, 000円】</td></tr><tr><td>ウ</td><td>基礎控除後の世帯所得 210万円超600万円以下</td><td>80, 100円＋（医療費－267, 000円）×1% 【多数回該当： 44, 400円】</td></tr><tr><td>エ</td><td>基礎控除後の世帯所得 210万円以下</td><td>57, 600円 【多数回該当： 44, 400円】</td></tr><tr><td>オ</td><td>住民税非課税世帯</td><td>35, 400円 【多数回該当： 24, 600円】</td></tr></table> ※ 7 0 歳以上の高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額については変更なし							区分	所得要件	自己負担限度額	ア	基礎控除後の世帯所得 901万円超	252, 600円＋（医療費－842, 000円）×1% 【多数回該当： 140, 100円】	イ	基礎控除後の世帯所得 600万円超901万円以下	167, 400円＋（医療費－558, 000円）×1% 【多数回該当： 93, 000円】	ウ	基礎控除後の世帯所得 210万円超600万円以下	80, 100円＋（医療費－267, 000円）×1% 【多数回該当： 44, 400円】	エ	基礎控除後の世帯所得 210万円以下	57, 600円 【多数回該当： 44, 400円】	オ	住民税非課税世帯	35, 400円 【多数回該当： 24, 600円】	
区分	所得要件	自己負担限度額																							
ア	基礎控除後の世帯所得 901万円超	252, 600円＋（医療費－842, 000円）×1% 【多数回該当： 140, 100円】																							
イ	基礎控除後の世帯所得 600万円超901万円以下	167, 400円＋（医療費－558, 000円）×1% 【多数回該当： 93, 000円】																							
ウ	基礎控除後の世帯所得 210万円超600万円以下	80, 100円＋（医療費－267, 000円）×1% 【多数回該当： 44, 400円】																							
エ	基礎控除後の世帯所得 210万円以下	57, 600円 【多数回該当： 44, 400円】																							
オ	住民税非課税世帯	35, 400円 【多数回該当： 24, 600円】																							
27. 4	7 0 歳以上の一部負担金 2 割について、 昭和 1 9 年 4 月 1 日以前生まれは特例措置 により 1 割に据え置き 昭和 1 9 年 4 月 2 日以後生まれは 2 割	〃	〃	—	限 度 額 改 定 (医 51万円) (後 16万円) (介 14万円)	低所得者の 2 割・ 5 割軽減 拡充																			
28. 4	入院時の食事に係る標準負担額の改定 入院時食事標準負担額表	〃	〃	(28. 4) 本体 0. 49% 薬剤△1. 33% 実質△0. 84%	○医 7. 2% ○後 7. 2% ○介 7. 0% (7. 2%) 医療保険 分の二方 式化 限 度 額 改 定 (医 52万円) (後 17万円) (介 16万円)	低所得者の 2 割・ 5 割軽減 拡充																			
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 食あたり</th></tr><tr><td colspan="2">一般等（低所得者以外の方）</td><td>3 6 0 円</td></tr><tr><td colspan="2">・ 指定難病の方 ・ 小児慢性特定疾病の方 ・ 平成 2 8 年 4 月 1 日において既に 1 年を超えて精神病床に入院している方 ・ 合併症等により転院した場合、同日内に再入院する方</td><td>2 6 0 円</td></tr><tr><td rowspan="3">低所得者 (住民税 非課税)</td><td>住民税 非課税</td><td>9 0 日までの入院</td><td>2 1 0 円</td></tr><tr><td></td><td>9 0 日を超える入院 (過去 1 2 か月入院日数)</td><td>1 6 0 円</td></tr><tr><td colspan="2">住民税非課税・年金収入 8 0 万円以下の 7 0 歳以上の 方</td><td>1 0 0 円</td></tr></table>							区 分		1 食あたり	一般等（低所得者以外の方）		3 6 0 円	・ 指定難病の方 ・ 小児慢性特定疾病の方 ・ 平成 2 8 年 4 月 1 日において既に 1 年を超えて精神病床に入院している方 ・ 合併症等により転院した場合、同日内に再入院する方		2 6 0 円	低所得者 (住民税 非課税)	住民税 非課税	9 0 日までの入院	2 1 0 円		9 0 日を超える入院 (過去 1 2 か月入院日数)	1 6 0 円	住民税非課税・年金収入 8 0 万円以下の 7 0 歳以上の 方		1 0 0 円
区 分		1 食あたり																							
一般等（低所得者以外の方）		3 6 0 円																							
・ 指定難病の方 ・ 小児慢性特定疾病の方 ・ 平成 2 8 年 4 月 1 日において既に 1 年を超えて精神病床に入院している方 ・ 合併症等により転院した場合、同日内に再入院する方		2 6 0 円																							
低所得者 (住民税 非課税)	住民税 非課税	9 0 日までの入院	2 1 0 円																						
		9 0 日を超える入院 (過去 1 2 か月入院日数)	1 6 0 円																						
	住民税非課税・年金収入 8 0 万円以下の 7 0 歳以上の 方		1 0 0 円																						

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他																															
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 金 一 時	葬 祭 費																																		
29. 4			円 420,000	円 50,000	—	限 度 額 定 (医 54万円) (後 19万円)	低所得者の 2割・5割 軽減拡充																														
29. 8	高額療養費算定基準額の見直し 70歳以上の現役並み所得者（一定以上所得者）及び一般区分の自己負担限度額について 上限額の引き上げ																																				
<table><tr><td colspan="2">所得区分</td><td>外来の上限額 (個人ごと)</td><td colspan="2">外来＋入院の上限額 (世帯ごと)</td></tr><tr><td colspan="2">現役並み所得者 (一定以上所得者)</td><td>57,600円</td><td colspan="2">80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% 【多数回該当：44,400円】</td></tr><tr><td colspan="2">一 般</td><td>14,000円 (年間上限 144,000円)</td><td colspan="2">57,600円 【多数回該当：44,400円】</td></tr><tr><td rowspan="2">住 民 税 非課税世帯</td><td>低所得者Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td colspan="2">24,600円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td colspan="2">15,000円</td></tr></table>								所得区分		外来の上限額 (個人ごと)	外来＋入院の上限額 (世帯ごと)		現役並み所得者 (一定以上所得者)		57,600円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% 【多数回該当：44,400円】		一 般		14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数回該当：44,400円】		住 民 税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		低所得者Ⅰ	15,000円								
所得区分		外来の上限額 (個人ごと)	外来＋入院の上限額 (世帯ごと)																																		
現役並み所得者 (一定以上所得者)		57,600円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% 【多数回該当：44,400円】																																		
一 般		14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数回該当：44,400円】																																		
住 民 税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																																		
	低所得者Ⅰ		15,000円																																		
※太枠内が変更箇所																																					
29. 10	療養病床に入院する65歳以上の居住費の 負担額見直し（負担額の引き上げ） 医療区分Ⅰ 1日あたり 320円→370円 医療区分Ⅱ・Ⅲ 1日あたり 0円→200円（平成30年4月～：200円→370円） ※指定難病患者は0円のまま据え置き。																																				
30. 4	国保財政の都道府県化			〃	〃	(30. 4) 本体 0.55% 薬剤△1.74% 実質△1.19%	低所得者の 2割・5割 軽減拡充																														
30. 8	高額療養費算定基準額の見直し ・70歳以上の現役並み所得者（一定以上所得者）について、区分の細分化および上限額の 引き上げ ・一般区分について外来の上限額の引き上げ					○医 2.6% ○後 6.6% ○介 8.5% (4.2%)	低所得者の 2割・5割 軽減拡充																														
<table><tr><td colspan="2">所得区分</td><td>外来の上限額 (個人ごと)</td><td colspan="2">外来＋入院の上限額 (世帯ごと)</td></tr><tr><td colspan="2">現役並みⅢ (課税所得690万円以上)</td><td colspan="2">252,600円＋(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当：140,100円】</td></tr><tr><td colspan="2">現役並みⅡ (課税所得380万円以上 690万円未満)</td><td colspan="2">167,400円＋(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当：93,000円】</td></tr><tr><td colspan="2">現役並みⅠ (課税所得145万円以上 380万円未満)</td><td colspan="2">80,100円＋(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当：44,400円】</td></tr><tr><td colspan="2">一 般</td><td>18,000円 (年間上限 144,000円)</td><td colspan="2">57,600円 【多数回該当：44,400円】</td></tr><tr><td rowspan="2">住 民 税 非課税世帯</td><td>低所得者Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td colspan="2">24,600円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td colspan="2">15,000円</td></tr></table>								所得区分		外来の上限額 (個人ごと)	外来＋入院の上限額 (世帯ごと)		現役並みⅢ (課税所得690万円以上)		252,600円＋(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当：140,100円】		現役並みⅡ (課税所得380万円以上 690万円未満)		167,400円＋(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当：93,000円】		現役並みⅠ (課税所得145万円以上 380万円未満)		80,100円＋(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当：44,400円】		一 般		18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数回該当：44,400円】		住 民 税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		低所得者Ⅰ	15,000円	
所得区分		外来の上限額 (個人ごと)	外来＋入院の上限額 (世帯ごと)																																		
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)		252,600円＋(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当：140,100円】																																			
現役並みⅡ (課税所得380万円以上 690万円未満)		167,400円＋(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当：93,000円】																																			
現役並みⅠ (課税所得145万円以上 380万円未満)		80,100円＋(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当：44,400円】																																			
一 般		18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数回該当：44,400円】																																		
住 民 税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																																		
	低所得者Ⅰ		15,000円																																		
※太枠内が変更箇所																																					

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 一 時 金	葬 祭 費			
31. 4 令和 元. 10		円 420,000	円 50,000	(元. 10) 本体 0.41% 薬剤△0.48% 実質△0.07%	限 度 額 定 (医 58万円)	低所得者の2割・5割軽減 拡充
2. 4 2. 5 2. 9 2. 12 3. 3	傷病手当金の創設 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給する制度 ・適用期間 令和2年1月1日から令和2年9月30日 傷病手当金の適用期間の延長 令和2年12月31日まで 傷病手当金の適用期間の延長 令和3年3月31日まで 傷病手当金の適用期間の延長 令和3年6月30日まで	〃	〃	(2. 4) 本体 0.55% 薬剤△1.01% 実質△0.46%	○医 4.8% ○後 1.4% ○介 1.3% (3.6%) 限 度 額 定 (医 61万円)	低所得者の2割・5割軽減 拡充 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国保税の減免導入 被保険者番号の個人単位化による2桁の枝番付与 (2. 10)
3. 4 3. 6 3. 9 3. 12 4. 3	傷病手当金の適用期間の延長 令和3年9月30日まで 傷病手当金の適用期間の延長 令和3年12月31日まで 傷病手当金の適用期間の延長 令和4年3月31日まで 傷病手当金の適用期間の延長 令和4年6月30日まで	〃	〃		限 度 額 定 (医 63万円) (介 17万円)	低所得者の2割・5割・7割軽減 拡充 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国保税の減免導入 被保険者証等の様式変更 2桁の枝番を表示
4. 4 4. 6 4. 9 4. 12 5. 1	傷病手当金の適用期間の延長 令和4年9月30日まで 傷病手当金の適用期間の延長 令和4年12月31日まで 傷病手当金の適用期間の延長 令和5年3月31日まで 出産育児一時金引上げ 1月から 460,000円	〃	〃	(4. 4) 本体 0.43% 薬剤△1.37% 実質△0.94%		未就学児の均等割額軽減導入 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国保税の減免導入

項目 年月	給 付 状 況			診療報酬改定 ()内 年・月	国 保 税 定 改 定	そ の 他
	制 度 改 正 そ の 他	出 産 育 児 一 時 金	葬 祭 費			
5. 3	傷病手当金の適用期間の延長 令和5年5月7日まで	円	円			
5. 4	出産育児一時金引上げ 4月から 500,000円	500,000	50,000		限 度 額 定 (医 65万円) (後 20万円)	低所得者の2割・5割軽減 拡充
5. 5	傷病手当金の適用期間の終了					
6. 1						産前産後期間 の保険税免除 導入
6. 4		〃	〃	(6. 4) 薬剤△1.00%	○医 5.0% ○後 9.3% ○介 8.7% (6.45%) 限 度 額 定 (後 22万円)	低所得者の2割・5割軽減 拡充

令和6年度（令和5年度実績）

国民健康保険の概要

令和6年9月発行

編集・発行 小平市健康福祉部保険年金課
〒187-8701

小平市小川町2丁目1，333番地

電 話 042-346-9529

電子メール hokennenkin@city.kodaira.lg.jp